

第9日目(6月22日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位19番、議席番号23番・中沢俊一君。

中沢俊一君 おはようございます。梅雨の合間の晴れ間ということで、五月晴れというのは本当は旧暦の今頃の晴れを言うんだそうですが、そういう爽やかな日の一般質問、第1番であります。しばらくお付き合いをお願いいたします。

今回の一般質問の中で市長は、早い段階で副市長制あたりも考えて、自分はできれば市の理念・戦略、そういうことに専念できる体制を作っていきたいというような答弁がございました。早くそうなってくれば良いと私も思っております。そうした中で例の二本松の「戒石銘」でしょうか、だいが議論をよんでおります。今日はまた少し違った意味で、東北の5万石あまりの殿様の言葉ではなくて、市長・副市長制になった場合に市長からこんな言葉も念頭において欲しいがなあ、ということを一～二ご紹介して一般質問に移りますけれどもお許してください。

去年の11月ですけれども、ピーター・ドラッカーという有名な経済学者が亡くなりました。95歳。96歳の誕生日のわずか8日前のことでしたけれども。経済書をよくお読みになる市長は、この方の業績もよくご存知と思います。その方のある本の冒頭にあった言葉ですが、特に企業にとっては機会を取り逃がす事こそ、そのなし得る最悪のことである。つまり、お粗末な意思決定や間違った行動の方がまだましである。間違いは直す事ができるけれども、しかし逸した機会は2度と返らない。こういうことを書いてありました。

また、2000年あまり前に、今のこの民主主義の世界の基を作ったといわれる古代ローマ、その指導者シーザーの言葉がありました。人間ならば誰にでも現実のすべてが見えるわけではない。多くの人は見たいと欲する現実しか見ない。見たくない事は見ない。しかしシーザーは彼にだけは見えていた現実、それをそれぞれの立場にある指導者、こういう人達には無理に見せてきた。こういうこともあるわけです。

1 逆境迎えた「コシヒカリBL」、市は打開策示せ

さて、昨日コシヒカリBL、これにつきましては南雲議員の方から詳細な質問がございました。市長の方からも答弁が適切にございました。しかし私は、まだまだもう一步突っ込んだ市長の答えが欲しい。幸い南雲議員の方から昨日この問題についての外堀を埋めてもらいました。私は今日は二の矢、三の矢で心置きなく本丸を攻められると思っております。

私は、この演壇で魚沼コシヒカリのことを取り上げるのは、今回2回目でございます。2年半ほど前になりますが、ちょうど魚沼コシヒカリがこの魚沼に種籾がきて発祥50年、そういう節目の年がございました。私は、高木美保さんと呼んだようなイベントもございまし

たし、消費者を50何人ほどこちらの方にお招きして1泊2日のツアーを組ませてもらいました。町からも当時80万円という補助金をいただきました。この町の補助金が呼び水になりまして、県からも農協からも補助をいただいた。もちろん自分たちのコシヒカリ共和国からも100万円という活動費を出して、計320万円というそここの行事を打ったわけでございます。ここで訴えた事は、発祥50年の大きな節目を迎えて、新たな時代の産地間競争に勝ち抜く。魚沼コシヒカリといえわが国最大のブランド農産物であります。この更なる強化を目指す、ということでもございました。

通告の方にも上げておきましたけれども、5月15日、某大手新聞が1面トップで「コシヒカリBL」の記事を報じた。これは明らかに事実と異なる取材ミスであります。これは入っております。このコシヒカリというのは、我々新潟県民にとってただ、数百億円あるいはそれを上回る売上があるという事だけではない、大きな「日本一の美味しい米」こういう精神的なバックボーンになっているわけでありまして。これが最近あまり実は売れ行きが芳しくない。4月の正米市場で取引が成立したのはわずか6パーセント、また5月の正米市場でやっとならんとその反動でなんとか売り切れるかと思ったらやっとなら半分。

こういう厳しい状況の中で、この全国紙が1面トップで報じたこの記事。これはいってみれば例のニューヨークの貿易センタービルが2つ飛行機で潰されてしまった、あれに匹敵するブランドに対するテロ行為だと思っております。ただこの新聞記者がそういう意図があったかどうかわかりませんが。もし仮に新潟県がコシヒカリBLで成功すれば、他の県はもうこれから後、味と量と安全性まで先行され、新潟コシヒカリに勝つ術はございません。また農薬メーカーにしてもこの動きが全国規模で広がれば、あるいは世界規模で広がれば、日本だけでもおそらく数百億円のいもち病の薬の売上減につながるでしょう。こういう背景があるわけです。

事実このBLの栽培に先立つ2年間、新潟県の米以外を扱っている米穀業者はいっぱいおりました。散々ネガティブキャンペーンをうっております。そうした中でこのきわめつきが今回の朝日新聞の記事だったと私は思っております。

さてこうした中で、新潟のコシヒカリBL、これがまず今回大打撃を受けたとします。もちろん魚沼コシも並行して受けるわけでありまして。仮にここに書いてありましたとおり新潟コシヒカリの相場がこれで下がってくれば、当然それにプラスして7,000円、8,000円という値段のつけ方になっている魚沼コシヒカリは下がらざるを得ない。まさに貿易センタービルの2つの建物、片方は新潟コシヒカリ、片方は魚沼コシヒカリ。まさにこれでございます。

新聞記事の中で、南魚沼この地域では、BLと在来種が半々であろうという、ある米穀業者のコメントが載っておりました。これは本当のところはこの方が関係している苗を売る会社が扱っている苗が、自分のところは在来種を栽培していることもあって、うちから出る苗は半々だというコメントを朝日新聞の記者が　　言っていました　　こういうふうに表示してしまっただと。

それからもう1つ、昨日も紹介がありました新潟日報の窓という投書欄。地元の本当に篤実な方です。私も名前だけは存じておりますけれどもこの方が、6つの品種を交配したコシヒカリBL。コシヒカリではない。6つの品種が交配してあればとてもじゃないがコシヒカリではございませんけれども、実はそうではございません。1品種だけいもちに強い特質をもった品種を交配して、昨日もありました、5回、6回コシヒカリを戻し交配というやり方でかけなおして、90何パーセント、98パーセント99パーセントというコシヒカリの特質を残しながら、いもちに強いという特質をこの種籾の中へ埋め込んだとこういうことであります。この2点は確実に、これは悪意があろうがなかろうがこの新聞報道は明らかに誤った事です。

しかも、これはある人から聞いた話ですけれども、この新潟日報の投書に対してはそのとおりだと。こういう事実があるのであれば、県はBLコシヒカリというブランドで売るべきだ、というようなラジオのコメントがあったそうであります。確実に広がっております。この朝日新聞の記事は。これが恐いんです。

そしてこの朝日新聞には最後の方にこういう書き方がありました。ある関西の、こういうお米を考えている主婦の言葉をかりて、行政ぐるみの偽装ではないですか。ここで私は市長に 昨日の南雲議員にまたおっ被せてになりますけれども この影響をどうよむのか、改めて聞きたい。それからこういうマスコミの報道。それから今後のPR。もちろんこれは消費者の存在を意識した上の行動ですけれども、どう考えておられるか。

3つ目に、県、農協、魚沼の他の市町村、そしてもちろん農家。これは産地を対象にしてどういう行動を考えておられるか、これから考えられるか、これを伺いたい。シーザーではないですけれども、あなたには他の人には見えなくても、見なければならぬそういう責任があると思います。そして見たくなくとも、他の人にもちゃんと見せて行動をおこさなければならぬ、そういうまた責任もあると思う。

我々の市は南魚沼市です。今日は傍聴席に魚沼の市民も来ておられるようであります。「魚沼」というこの名前、18年前はどちらかといえばマイナスのイメージがありました。魚沼コシヒカリが11年前に、新潟の一般コシヒカリと分けて上場されて8,000円、9,000円、ときには1万円を越すような値段の差がついた。今でも平均7,000円の差はついておると思います。こういう評価が定着をして、初めて私達の方が魚沼市だ、私達の方が南魚沼市に仕方がないがなってしまった。こういう市の名前の奪い合いをするようなブランドになった。もしこれがイメージが偽装なんていわれて下がったとしたら、これは我々魚沼市民・南魚沼市民の本当に拭い去る事のできない汚点だと思っています。

これに私は行政の長としてこういう方面での手も打って欲しい、今のうちに。この地から修学旅行に行く子供達が、九州に行こうが北海道に行こうが、あるいは老人クラブの皆さんがどこに行こうが、「そうですか、魚沼、南魚沼は本当に米のおいしい。今まで一生懸命長い間そういう銘柄を作ってきた。そういう素朴なところから来てくれたんですか」胸を張って自慢ができるそういう環境だけは、どうしてもここで体をはって残して欲しい。そんなふ

うに思っておりますが、改めて市長に考えを伺います。

2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

さて2点目であります。6月3日でございますでしょうか、この南魚沼市もようやく男女共同参画の市民会議の設立総会がございました。私も女房と2人、仮面を被りながら一緒に出させてもらいました。やはり最近のいろいろな社会の事件がございます。これは戦後強くなった靴下と女の悪い面が出てきて社会が混乱しているんだ。男は職場、女は家庭育児、これにやはりきちんと直すべきだと、そういう「らしさ」がちょっとまたここで声を大きくしているような私は気がします。

くどくどここで私も述べようと思いましたが、どうしたらその辺がわかりやすく話せるのかなと思ひまして。仮に今、子供を産んで母乳を与えるのは女の人、この女の方が持っている特性でございますけれども、仮に我々男が子供を産んで母乳を与えるとなったらどうなるだろう。こういう今日1日の日記風を書いてみました。どう感じられるか。ちょっと読ませていただきます。

6月22日、今朝も家族の誰よりも早く目を覚ました。一晩中5月に生まれた2人目の子に1時間おきに母乳を含ませていたから超眠い。私の事です。うちの会社は産休が正味30日間、せめてもう半月休みたいけれども、これより長く休めば即クビだという。産後の疲れも夜中の授乳の眠たさも、社長や課長は女だから子供を産まないためわかってくれない。まあしょうがないか。所詮俺は男なんだから。

妻は優良企業の係長、将来の幹部候補生だという。上の子は5歳で保育園だからパート勤めの自分の分も含めて都合3人分の弁当を俺が作る。朝飯のやけに早い年寄りが起きる前に、炊事と洗濯と済ませておかないと、きつい嫌味が待っている。

おっと、上の子が起きてきた。保育園の支度をしてやらなければ、教育基本法ではないけれど、妻と家庭を愛する態度だけはしっかり示しておかないと。妻は新聞を見ながら5分で朝食をかき込み、美味いとも言わずに買い換えたばかりのセダンで出勤していく。俺は12万キロ乗ったポンコツの軽だ。稼ぎが違うんだから仕方がない。所詮俺は男なんだから。

上の子を保育園まで送り届け、あいさつもそこそこに職場へ向かう。園長先生は実家の親父と同級生。最近めっきり頭がはげた。更年期なんだそうだ。会社に着いた。とにかく忙しい。当然の事だが社長や管理職は全部女。俺たち子持ちの男はほとんどがパートだ。女と同じ仕事をしているはずなのに何故か給料は安い、時給は安い。出産や介護で男には責任ある仕事を任せられないからだという。もちろん昇進や昇給チャンスとは無縁である。

3時過ぎ、突然保育園から電話が入った。上の子が熱を出しておやつを全部吐いた。またかという聞こえよがしの課長の声。これだから男に仕事は任せられないのよね、と言いたげな濃い化粧の奥で目がにらんでいる。課長や社長はいいよ、こんなだから子供の病気も亭主任せ。彼女ら上司に頭を下げ、同僚のパートの男達にも気兼ねをしながら、子供を医者にみせるため早退した。まあしょうがないか、所詮俺は男なんだから。

病院からの帰り、朝新聞チラシから切り抜いておいた5パーセント引きの券を握り締めて

近所のスーパーへ行く。舅は夕飯まで早いから、また下の子を預かってもらっている手前もあるので急がなければ、今日も調理酒の瓶を1本そっと買い足した。パートの給料ではとてもではないがビールなんかには手が出ない。1度年寄りの前で晩酌やろうとしたら、何だね、男のくせに酒なんぞ。腹の子や乳飲み子に障りでもしたらどうするんだ。とごうぎな剣幕で怒鳴られた。それからは台所の隅で隠れて調理酒を飲んでいる。幸いまだ見つかっていない。急いで3杯目のコップを空にした。そういえば俺みたいなキッチンドリinkerがアル中になっていく子持ちの男が増えているというニュースがあった。この頃気のせいかコップを持つと手が震える。まあしょうがないか、所詮俺は男なんだから。

ちょっと長くなりますのでこの辺ではしよりますけれども、管理職の奥さんの午前様の帰りを待ちながら、腹を減らして眠い目をこすりながら待っている。そういうわびしい亭主のこれから表記が続くわけです。

本当に我々男が子供を産む、母乳を与える、こういう機能が仮になったとしたら、こういう生活を我々は送らなければならない、男は、これが我慢できましようか、ということを私は言いたいんです。何気なく我々はこれを女の人にまかしてもらっているわけです。時間もありますので、ここで一応打ち切って、あとは議席からの一般質問に変えさせていただきます。

市長 おはようございます。のっけからどうも寸劇をお聞かせいただきありがとうございます。ありがとうございます、そういうことにもめげず答弁だけは一生懸命やりますのでよろしく願いいたします。

中沢議員の質問にお答えいたしますけれども、コシヒカリBL関係の報道の関係であります。その前に副市長制。自治法が改正になりまして来年からこれは施行します。そして今おっしゃっていただいたように市長としての職務、本来の職務、これに専念をしていきたいという考えであります。ピーター・ドラッカーのお話は今承りました。私も職員には常に申し上げておりますけれども、積極的な失敗は消極的な無事に優るということを常に言っております。とにかく議論をしたり考えたりしても行動が伴わなければだめだという事です。そういう積極的に行動していただいた結果の失敗、それはすべて私が責任を取るわけですから、そういう心構えで職務に励んでいただきたいという事は、常に申し上げております。

1 逆境迎えた「コシヒカリBL」、市は打開策示せ

さて、コシヒカリ報道であります。外堀だそうでありますけれども、概略といいますかは昨日申し上げたとおりでありますので特に触れませんが。作付面積の関係であります。作付配分面積が昨年17年度は、私たちの地域で4,607ヘクタールでありました。その内、従来コシヒカリ、これを作付けした分についてはJA魚沼みなみで5ヘクタール、JA塩沢で55ヘクタールで60ヘクタールであります。率にして1.3パーセント。この農業といえますか生産農家が、どういう意図でああいう事を申し上げてどういう意図で書いたのかというのはちょっとわかりませんが、あれをそのまま見ますと98パーセントもいっている

わけではない、半々くらいだろうというふうにとらえてしまうわけです。この辺が意図も取材の経過もよくわかりませんが、実質の数字はそういうことでもあります。これはきちんと調べさせていただいた数字であります。そのほかに137ヘクタール分ぐらいは市外販売があるのではないかとあります。この農家から、農家といいますがその苗の生産者からですね。はっきりした数字はちょっとわかっておりません。これは市外であります。

そんな状況でありまして、今おっしゃっていただいたとおりでありますので、昨日も申しあげましたがこの対応をいかにすべきかということでもあります。県との、あるいはJAとのそれぞれの相談の中で、すぐ慌てて反論する、これは得策ではないという事で、全生産者向けチラシの作成・配布。消費者向けの新聞広告。小売店への説明強化。これは県段階で対応していただいているということでもあります。

県から私たちやJAに、コシヒカリBLに切り替えたこと、従来コシヒカリと食味品質は変わらない、そして農薬を減らした分より安全な米である、こういうことを一生懸命PRしてほしいという要請を受けたり 要請を受けなくてもやらなくてはならないわけですがけれども 今、そういうことに取り組んでいるところであります。JAからも15日の翌日だったか16日だったですか、全農家向けに確か、消費者向けにもそうですけれども、チラシ、文書が回ったような記憶があります。これは農家向けだったかもわかりません。

影響は、今ほど議員述べていただいたように、新潟コシが非常に売れ残っているということです。これはこの影響ではないだろうと。魚沼産コシヒカリは全量、ご承知でしょうけれども全部契約済みでありますので、新潟コシヒカリが今売れ残っているという部分については、この報道の影響では私はないというふうに考えておまして、影響は今のところ微々たるものだろうと思っておりますが、これはまだわかりません。はっきりとはわかりませんが、それぞれの機会を通じてこの報道に対しての信憑性は、きちんとそうではないということを訴えていかなければならないと思っております。

消費者への対応につきましては先ほど申し上げましたように、食味や品質は変わらない、そして農薬を減らした分だけちゃんと安全になっているんだということを、きちんと宣伝をしていく、訴えていくということでもあります。今後の行動につきましては、これに尽きるわけでありまして、こういうキャンペーン的なことを継続していかなければならないとそういうことでもあります。

そこでまたどういう反応が出てくるかというのはちょっと私どももわかりませんが、議員はこの朝日新聞社の本社の方に対しても質問書でありましょうか抗議文でありましょうか、送っていただいたそうでありまして、素早い対応に感謝を申し上げるところであります。私は昨日申し上げましたように、この六日町支局の記者に対して、事実の関係とそしてきちんとしたこういうことは記者のといいますが、新聞を発行する、しかも日本の中で1、2を争う大新聞でありますから、事実関係に基づかないことをばんばんと報道していいのか、ということだけはきちんと申し上げておりました。その後の状況によっては、きちんと県とも相談しながら抗議をする場面も発生するかもわからないということだけは伝えておきました。

私は本社の方にはお話し申し上げておりません。

そういうことでありますので、今のところはまだ推移を見守るという以外に方法はないと思いますが、これも昨日お話ししましたし、今、議員もおっしゃっていただいたように、農大の教授とかそういう皆さんから、これは地方紙でありますけれども、きちんとした部分での反論というよりは事実を新聞紙上でも述べていただいておりますので、賢明な消費者はそういうことに、朝日新聞の誤報ともいえる部分に惑わされることはそうないだろうという思いであります。

2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

男女共同参画であります。文面によればですけれども、今の議員のご質問といたしますが、男が子供を産んだり母乳でなくて父乳になりますか、与えたりということの逆の立場での、なんででしょうか私に対する質問でもなかったような気がするんですけれども、それに対してどうお答えをすればいいのかちょっと私わかりません。が、ただ男女共同参画市民会議も総会を経て設立をいたしましたし、行政の中でもこれを職員研修開催。5月15日には再度研修としての講演と庁内推進会議の設置を行う。着々と進めているところであります。

ちなみに行政における庁内推進会議は、各関係の課長のこれは庁内推進会議でありまして、基本方針についての審議と決定、これをやるわけであります。実務的な組織体制は係長と女性職員からなる担当者会議。そして各テーマごとによる4つの検討部会、これは「健康福祉」「子育て教室」「職場労働」「地域作り」この部会を設置して進めていくという計画であります。ここに市民会議の皆さん方と一緒にやっていっていただくということでありまして。

さてその「らしさ」であります。今、議員が創作していただいた物語は、数十年前には事実そういう形であったことが多いと思います。今現在は、全くないとは申し上げられないとは思いますが、そういう実態では相当解消されているんだろうと。私はいつも申し上げますけれども、「男らしさ・女らしさ」これは性差から出てくるものでありますから、これを否定はできない。ただしかしそれを押し付けることもできませんから、やはり男らしさ・女らしさというのはあっていいと思うのです。それまで全部否定をして、昔でいえばあんにゃ面みたいな人間ばかりだとそれは困るんです。やはり男は男、女は女なんですから、どう見たって。どこをひっくり返したってそういうことですから、それまで否定をして全部同じになれなんていっても、これは全く無理な話であります。

ですから、女性らしさ・男性らしさというのはあって当然であります。それを理由にしていろいろ差別するのは、これは全くまずい事でありまして、男だから、女だからというこれはやはりきちんと否定していかなければならない、そういう基本的な考え方でありまして、ご理解をお願いいたします。

中沢俊一君 1 逆境迎えた「コシヒカリBL」、市は打開策示せ

市長が今おっしゃったように、私も翌日早速この新聞社の本社には電話を入れました。ただしこれは抗議ではないと。抗議ではないけれどもしっかりと申し入れをさせていただく、

ということで今のことは言わせてもらいました。やはり黙っていても、私はいけないと思います。抗議ではいけませんけれども。これから黙って子供のけんかはしないよ、なんて言っていたのでは、やはりマスコミというのは図に乗るばかりでございます。

それはそれとしまして、私は5月のこの正米市場、あるいは4月のあれだけのごうぎな売れ残りの反動がありまして、それでも正常に戻るのかなと思っておりました。これは朝日新聞の記事の1週間ぐらい後ですけど、正米市場が開かれたのは、やはり半分は売れ残ったのです。私はこのボディブローのきき方というのはあると思います。もう少しその辺は、我々普通の人間には見えなくても、市長は少しまたその辺もよく突っ込んだ分析もして欲しいと私は思っております。

それからこれは南雲議員から昨日ございました。上越市では1万数千ヘクタール、これを3割農薬肥料を減らして上越のブランドを作っていくんだと、こういう動きに出ました。市と農協と県と、もちろんこれから試験ほ場を作りながら生産者にも徹底して、この4者で協力して消費者が受け入れてくれる安全性の高い米を作っていくということでもあります。柏崎から上越までというと本当に県内一般コシヒカリの中でも評価が低いのです。だからやはりそういう危機感がある。いち早くこの4者が協力してやっていかなければならない、そういう動きなのです。今始まったことではないと思います。これをきっかけにもともとあったことを、せっかくBLといういもちに強い品種ができたのだから、ではこれを最大限生かして我々の強みにしていこうと。

私はさっきこの魚沼という名前を出しました。私もこういってはなんですが、18年前に魚沼コシヒカリというブランドを作ろうと、飛んで歩いた人間でございます。だから思い入れもあるんです。やはりこれがぐらぐらになってしまったら、我々魚沼に住んでいる住民が自慢できるものがなくなってしまうんです、抛り所が。でありますから大事にして欲しい。だから、あの頃農業青年が皆飛んで歩いて、マスコミだって200回やそこらではないです、TVから新聞からいうと載ったのは、そうしてマスコミを味方にして世論を味方にし、そして時流を動かしてこの魚沼コシヒカリはできたのです、この銘柄は。

でありますから、その発祥の地としての首長のあなたから、やはり他の市町村にも真似ができるような動きをして欲しいのです。それは南雲議員が昨日言った3割ずつ減らしていこう、健康で安全な米を、味や自然の上にこれをのせていこう、そして魚沼コシヒカリ、こういうブランドの新たな強みにしていこう。こういうことをBLを使って、BLを使わなければ昔ながらの安全性の高い米は我々はできないのだから、これに特化していきますと。こういう姿勢は私はやはり打ち出して欲しいのです、あなたから。

それから、クレームがまだないという答弁が昨日ありました。確かに農協の現場ではまだそうです。しかしながらクレームをつけてやめていくお客さんというのは、最高のお客さんですよ。普通は黙って他の方へ乗り換えていきます。これが見えてくるのはまだまだこれからです。そのためにもやはりここで効果的な、今、県が打っている、農協が打っている、あれはまだまだ私たちの目から見ればブランドというものの恐さも知っているような、生半尺

か知りませんが、知っている人間から見れば、やはり消費者にはずっと入っていきません。残念ながら。もう1つひねりひねりして消費者から見た本当に安心できるようなキャンペーンをはって欲しいのです。知恵を絞って。これをまず訴えておきます。

2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

男女共同参画のことですけれども、これはそうです。外見から見た男女の区別、もちろん子供を産むそういう体の機能、これはもちろん変えるわけにはいきません。そういう合意の上で、市長さっきも言われたような、形で男女の社会で暮らす上での区別というのは、差別というのはすべきでない。私はさっきちょっと時代錯誤的なことも文にまとめて申しましたけれども、実際、家庭や夫婦の対等なあり方は最近はずいぶん改善してきているとはいっても、やはり職場の中ではこういう賃金の格差はあります。なかなかパートにしか入れないという女の人も多いわけですが、最近はずいぶん。

でありますから私はちょっと通告にも書いておきましたけれども、市として、設立総会の際の講師も言っておりましたけれども、市庁舎に女性管理職の登用を考えていますか、ということです。それから例えば、市政懇談会の説明員に例えば3分の1、4分の1、女性の説明員を登用できないか。もっと踏み込んでいけば、最近、これは10月頃からの施行になるのでしょうか法律が変わりました。結婚や妊娠を理由に言い渡された解雇、この通告は無効であると、こういう法律がようやく成立する運びにあります。それであれば、やはり結婚する、出産をする、産休をしっかりと取る、こういうことを申し入れた女性に対して、職場はやはり体調にふさわしい産休を与えるべきであると思っております。

そういうことを市の条例として、こういうことを中心とした条例として上位法ができるのですから、市として少子化と、あとは女性の自立の方向の基本になるわけですから、これを取り計らえないか。何だかんだいっても生涯賃金で2億円からの差が出てくる。出産をしてもちゃんと職場復帰が認められる、昇進・昇給に変化がない、そういう保障をされている職場で働く女性と、出産をすればパートにしか入れない、こういう女性とでは一生で2億円の差が、確かにいろいろな統計が出ているわけですから。これを解消するための私は投資を、市の方が、やはり支援をするべきだと思っております。いかがでしょうか。

市長 再質問にお答えをいたします。

1 逆境迎えた「コシヒカリBL」、市は打開策示せ

新聞報道、コシヒカリBLの件です。これは先ほど申し上げましたように、じわじわと出てくるのかもわかりませんが、この程度で止まるのかもわかりません。それはちょっとわかりませんが、申し上げましたように、全生産者向けチラシ、あるいは消費者向けの新聞広告、そして小売店の説明強化、そして私どももコシヒカリBLに切り替えたということ、従来コシヒカリとの食味品質は変わっていない。そして一番大事なことは議員おっしゃったように、このことによって農薬が49パーセント減っているという事でありますから、これをきちんと説明をしていく。地道に訴えていくということしか今のところはありません。例えば新聞社に抗議をしたところで新聞社が訂正記事は出しません、今のところは絶対。ですのでそう

いう徒労をするよりは、自分たちの足場を固めるという事であります。

それで上越市の例も昨日出ましたが、今、結局このB L米を98パーセント程度作付したということによって、そこだけでも約半分減農薬です。ですからその優位性をきちんと打ち出す。その上に無農薬であったり化学肥料を減らしたりということはまたやっつけていかなければなりませんけれども、そのこと部分が相当の優位性を打ち出せるものだということですので、このB Lの持つ特徴をきちんとやはり説明をして、皆さんからわかっていただく努力をしていくということに尽きるのだと思っております。

2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

共同参画の方であります。この間の設立総会の際にも申し上げました。今この市の役所の中に女性の、係長以上といいますと管理職、管理職は普通課長以上であります。係長が3名か4名、数名おります。ただ、課長はおりません。そこでこれからは女性の管理職もきちんと登用していかなければならないという考え方のもとで、若い時から管理職になり得る訓練をしていかなければならないわけです。今まではほとんどそういうことがなく、してきたという部分が多々あったわけでありまして。

そこで、今の施政懇談会の説明員にも、まだ数は少ないですけれどもこれは押し付けるわけにはいきませんでしたので希望を募りました。女性が4人応募がありました。今のところ1名は実施済みでありますし、もう1名の方は、それこそちょうど体調が悪くなりましてその日が欠席でありましたので、これはやむを得ないということでありまして。あと残る2人がこれから、26日の大巻の懇談会には女性の職員がまいります。それから、その後の清水集落でしょうか、そこに女性が1人入るということでもあります。

そういう意欲のあるそして能力のある女性をきちんと登用していくということは当たり前のことでありますが、まだ年齢的にも経験的にも管理職というところにはいたっておりませんので、そういう皆さん方を大切にというのとまた男だけ大切にしないのかなどといわれると困りますが、伸びるように育てていくのが私たちの責務だというふうに感じております。将来的にはやはり半々とかそういう形、あるいは女性が多くてもいいわけですし、また無理やりということだから女性を管理職に登用させるということもあってはならないわけでありまして。適材適所、能力を見ながらということになりましようが、そういう思いでこれからの人事もやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと条例という話ですが、これは労働基準法という法律があります。それから男女雇用機会均等法、この法律の定めている部分を越えて、条例で何が定められるのか。ちょっと私は今思い浮かびませんが、何を議員は意図してその発言があったのか、ちょっと私がいかなかったものですから、もう一度お聞かせいただければと思います。

中沢俊一君 1 逆境迎えた「コシヒカリB L」、市は打開策示せ

コシヒカリの方ですが、今までやってきた対応、マスコミに対して刺激するような講義するような事は絶対やってはならないと思っております。それは同じです。しかしながら、消費者に対するこれからはもう一味加味したキャンペーンの継続した実施ですよね。それから

せっかくの産地にもう一踏ん張り、もう一踏み込み。ただ結果として農薬が減ったからではなくて、この産地としてこういう方向へ取り組もうと、せっかくのBLだからとこういう動きは私は呼びかけてほしいということです。

2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

あと今の共同参画の方です。私は、今、若い女性職員からそういう教育をするというふう
に受け取りました。確かに今の壮年期にあたる女性職員にはそういう教育をしてこなかった
と私も思っています。しかしながら、それを言っていたのでは、100年濁った川の水が澄
むのを待っても私は動かないと思っています。

これは日本の話でないとしても、なんでヨーロッパの国々が女性の枠を無理やり作ってそ
こに当てはめようとしているのか。いかに今まで磨いてこれなかったにしても、例えば大相
撲の世界で外人力士が入ってくる、土俵に上げてみればそこで活躍するわけです。始めはぎ
こちないです、失敗もします。しかしながらそういう枠組みを作ることによって初めて、今
いるそういう女性の能力が生かせるのです。今は死んでいるかも知りません、そういう仕
組みがない以上。当たり前聞こえる答弁ですけれども、そうではないのです。これから私
は3年半ありますから、この前も言ったとおり男女共同参画については、継続してまたこう
いう場をいただきたいと思っております。

条例について私は、今ある法律では、さっき言った結婚や出産による解雇がまだまだ保障
できなかった、救ってやる事ができなかった。だからここで法律改正があった。そのこと
によるから私はそれをちゃんと汲み取って条例を示して欲しいといったことです。以上です。

市長 2 「男女共同参画」の流れ、後戻りを許すな

ちょっと間違っていると困りますが、今の 若手ではないなんていうと失礼ですが
適齢期の女性職員が全部いわゆる管理職に適当でないなんて話は全くしておりません。
適当だと思われる皆さん方を係長にしたり、それから今度はきちんとした管理職にしていく
わけでありますから。それはきちんとやっています。ですから今まではそういう教育はあま
りしてこなかったものですから、これから若手職員は、今度は本当にそういう教育をきちん
とやっていかなければならない。

そして自己申告を一応今回全職員から徴しました。出さない人も若干あるでしょうが。そ
の設問の中にもやはり自分の管理職への思いとか、そういうものも一応設問事項としては置
いてあったわけです。50前後の皆さんでしょうか、とても急にここで例えば係長をやれと
か課長をやれとか、それは私たちに辞めるといっていることだと、こういう回答も多くある
んです。今までそういうことをしてこなかったのに急にここへきてそれをやれなんていっ
てもそれは無理ですと、そういう声もあります。

ですからそういう個々の能力や意欲、これらを見極めながら登用すべきはしていきますし、
男性であってもそういう能力もなし、気力もなしという方は登用しないわけでありませ
う。一切、差別をしながら考えるということはない、ということだけを申し上げておきたいと思
います。

条例化というのは、これはちょっと。具体的なことを申し上げてもらえばあれですけども、一般的にこれだけの法整備がなされている中で、私たちの自治体に委任された部分なんていうのはほとんどないのです、労基法や雇用機会均等法の中では。勤務時間のことだとかそういうことはあります。だけれども条例を作って何人枠をこうしろ、こうしろなんていうのは、ちょっとこれは私は行き過ぎだと。それは欧米がそうであっても、私はそこまでは考えられない、という思いであります。

議長 質問順位20番、議席番号1番・佐藤 剛君。

佐藤 剛君 おはようございます。発言を許されましたので通告にしたがいまして3点質問をさせていただきたいと思っております。

1 財政健全化2年目以降の取り組みは

まず財政健全化2年目以降の取り組みは、というようなことで通告をいたしました。その点から先をお願いしたいと思います。昨年12月、62億円の財政健全5カ年計画を策定いたしました。その初年度である18年度においては、単純に5年間で割った数字でありますけれども、単年度の目標数値13億8,000万円のところ10億6,000万円、率にしますと76.9パーセント削減の達成が可能であろうというような見込みが立っているようであります。

初年度の見込みはそうありますが、財政健全化の2年目以降はさらに削減の上積みをしなければ、5年間の削減目標は達成できないということはいまでもありません。18年度におきましては初めての削減でありますので、表現のいい悪いは別にしまして、とりあえず削られるところは削るといった具合に効果的な数値として出しやすいと思っておりますけれども、それでも18年度は約80パーセント弱の達成予定であります。この上にさらに20パーセント上乘せするという事は、ますます市民生活に深く関わる内容も削減しなければならない。これからの1パーセント、1パーセントの削減の上乗せは厳しい判断を要するものであると私は思います。

そうなんですけれども、しかし私はこの財政健全化は、一応5年間という枠の中で69億円削減するという内容になっていますが、この5年間で健全な行政運営の道筋をつける。5年後以降はあえて健全化というふうな表現を使わなくても、堅実に行政運営を行う基盤作りをするんだという意味も含まれていると、私は私なりに理解しているところであります。そうでなければ一旦スリムにしたものが、その後同じ経験・経緯を経て数年後にはリバウンドして、また健全化計画を繰り返すというようなことになってしまいますので、この5年間というのはそういう意味合いも含んでいるというふうに私は理解しております。

したがって、これからの20パーセントの削減内容をどのような手法で、または判断で決めるかがきわめて重要であるというふうに私は考えています。手法によっては単に削減するだけではない、この財政の危機的状況を一気に、市のまたは職員の政策形成の能力の向上にもつなげる。意義ある削減というのもおかしな言い方ですけども、そういう意味において意義ある削減に変える可能性も含んでいるというふうに私は思います。

したがって削減により行政サービスが低下することは、いささか私も不安もありますし不満もあるわけですが、そういう意味でこれからが正念場だと思うわけであります。さらに上乘せをどのような分野でどのような手法で行って、財政健全化5カ年計画の目標を実現可能とする、それと同時にこの市の将来の行政運営の基盤作りをどうするのか。どう考えているのかという点で、まず第1点お伺いをしたいというふうに思います。

2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

2点目であります。格差社会と言われる中で充実した義務教育を、というようなことで通告をさせていただきました。学力テスト等から小中学校の児童生徒の読解力の低下が指摘されております。このことは南魚沼市に限った事ではありません。2003年に行われましたOECD経済協力開発機構の調査。その中でも日本の子供達は数学とか科学とかそういう科目におきましては、OECD加盟国の上位にまだ位置しているそうですけれども、読解力という点につきましてはその加盟国の平均くらいまで落ちているというような結果も出ているそうです。

情報化社会の中で子供達の日常生活が変化しているということも、大いに影響していると思いますけれども、これは全国的な課題ということであると思います。そうかといって社会環境のせいにして何もしないというわけにもいきません。ましてや今、格差社会といわれる中で、そのことが教育にも影響して教育格差にもつながりかねないというような事がいわれているわけですので、何らかの対策が必要なのではないかというふうに思います。

読解力は国語だけの問題ではなくて、読むことにより理解する、理解する事によって実践できるという、すべての科目に通じる大切な基礎学力であります。それどころか読書することによって自ら考え発言する力をつける、言いかえれば意思表示をするという社会行為につながる人間関係の基本だというふうに私は考えております。

したがって今、子供達に一番欠けているといわれている社会性を養う1つの出発点だと思いますし、社会参加の第一歩だというふうに私は考えているところであります。この読解力低下にはいろいろな背景が当然あると思いますけれども、その基礎学力の定着、向上が義務教育の今大きな課題であるというふうに理解しております。

基礎学力、特にその基本であります読解力低下に歯止めをかけるために、どのような対策が必要なのか。また、失礼な言い方になるかもしれませんが、評価がなければ発展もないという観点でお聞きいたしますが、今までそういう対応で不足したところがあったのかどうかというようなことも含めて、お聞きをしたいというふうに思います。

3 文書管理の実態について

最後の通告であります、文書管理の実態についてということであります。当面予定されました合併も完了いたしました。新たな形の中で南魚沼市の18年度がスタートいたしました。6万3,000人の市民の安心・安全、快適な生活のための行政運営、行政事務というのは多岐にわたっております。まさにゆりかごから墓場までというような中で、複雑にもなっていると思います。加えて合併によりまして広大な面積となって、平等に隅々まで行政の自発的

な情報を提供する努力と、そしてまたさらに市民からの情報公開の要望に応えなければならないという状況が、当然のことながら多くなることも予想されます。

さらに旧3町からの職員が1つの自治体の中で事務を行うわけですから、決まったルールの中で事務処理をすることが一番効率なことというのはいうまでもありません。また現実の問題といたしましても現在庁舎が3カ所に分かれております。行政文書の決裁の関係を始めとして、取り扱いが複雑になっていることも含めれば、ますます文書管理は重要であります。

さらにまた加えて、2001年に施行されました情報公開、そしてまた2005年4月に全面施行されました個人情報保護法。それらによりまして今まで以上に透明性がある行政運営、そしてまた適切な政治判断、それらが求められておりました。そういう中でますます行政文書をきちんと管理する必要性が認識されるようになってきたのだというふうに、現状の中で私は理解しております。

当面予定される合併が整った今こそ、ルールに則った文書分類とルールに則った文書の保存・廃棄による文書管理が、旧町時代以上に必要であり、この文書管理を徹底することが合併効果、または行政効果を上げる基本であると考えております。

そしてもう1点だけ付け加えさせていただきますと、今、総合行政ネットワークという地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークが整備されているようであります。直接新潟県、県、霞ヶ関のネットワークにも接続することが可能になって、各省庁との情報の交換も可能になっているということなのです。

というような情報のやり取りができる環境になっているという現実もあります。しかしこれにも文書管理というのは当然必要となっているわけでありますので、そういう点からしてもますます文書管理の出来、不出来が行政運営にとって重要になっているわけであります。情報は市民の財産という意味合いも含めまして、まずその文書管理の管理実態についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上3点、通告にしたがって質問させていただきますが、答弁によりましては再質問をさせていただきますと思います。

市長 佐藤議員にお答えをいたします。

1 財政健全化2年目以降の取り組みは

財政健全化2年以降の取り組みということでありまして、昨日もご質問の中でお答え申しあげました。初年度の実施状況で達成率が低かったものが、行政水準の明確化という項目と、それから歳入の確保、この2点であります。理由につきましては昨日申し上げたとおりでありまして、期間が十分でなかったという部分。検討期間がちょっと足らなかった、そして市民への説明、これも行えなかったということでもあります。今度は平成19年度予算に向けては十分な検討期間がございますので、できるだけ目標を達成できるように努めてまいりたいと思っております。

更なる具体的な上乘せ。これは上乘せが出てくるわけですが、出なければ達成できないわけでありまして。これは今後の財政運営に大きな影響を与える。本当はこういうことで左右され

る自治体 全部の自治体がそうですけれども悲しいかなというところではありますが 交付税の算定結果が7月末頃には出てくるわけでありますので、これを待って検討して、議会の皆様には19年度予算の提案のときに、19年度分の取り組み等についてはご説明を申し上げようと思っております。

どのような手法で行うか。これは健全化計画に示したとおりでありますけれども、さらに厳しい事務事業の見直し、そして経費削減の実行と歳入の確保、これ以外に手はないわけがあります。奇策はありません。とにかく削ること。「出を制して入りを図る」というそれ以外にありませんので、今のところこれ以上のことは申し上げられませんけれども。とにかく5年間で示した69億円、これをきちんと達成をしていくという決意を述べる以外になかなかないわけがあります。

確かに来年、再来年、この辺が一番の正念場だろうと思っております。職員の皆さんにも一応5パーセント削減はまず3年間だということをお願いしておりますので、この3年のうちに道筋が見えないということになりますと非常にまた厳しい状況が生まれてくるということでもあります。それらを念頭におきながら、要は行政体がスリムになっていくという部分を一番追及しなければならないわけでありまして、負担の公平化といいますが、行政水準の明確化という言葉で表しておりますけれどもこの辺も考えなければならない部分もあります。

特殊な事業、これらがどうしても出る場合は、これはまた市民の皆さんに負担増をお願いする場面も無きにしも非ずということでもあります。例えていいますと、旧六日町は学校建築が終わるまでということで固定資産税の税率を最高限度いただいていたわけでありまして、それがようやく元に戻したということでもありますし、そういう手法も全く今否定をできるということではありません。当然ですけれどもそういうことになる場合は、市民の皆さんのご理解をいただかなければできないわけでありまして、また議会の皆さん方から当然ですけれども議決をいただかなければできないわけでありまして、そういう事態にいたらないようにしたいと思っておりますけれども、今のところはなんとも申し上げられないという、とにかく最大限の努力をさせていただくと。これ以外どうも言葉がありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

2番目の教育関係につきましては教育長から答弁をいたさせます。

3 文書管理の実態について

文書管理の実態についてであります。議員はお聞きをいたしましたら、合併前の大和町で文書管理システムの構築について直接担当をされておったそうであります。現在の基礎を作っていたということでもあります。大変ありがとうございました。

文書管理につきましては、市の文書管理規定に定めるところによりまして、今、簿冊方式で管理保存を行っているところであります。が、やはり依然として、旧町の管理形態は3町それぞれありましたので、それを受け継いでいるところも多くありまして、まだ統一的な管理がなされていないというのが現状であります。

これから今後の文書管理につきましては、今おっしゃっていただいた確かL G W A N (エルジーワン) のことだと思います。これを使って、現在紙で配付している文書を今度は電子文書ということで配付させていただく、このシステムの導入時期にあわせて当市も現行の文書管理システムの事務の見直しを進めまして、新たな文書管理システムの構築を計画しております。

これはL G W A N (エルジーワン) システムと当然ですけれども連動して、文書目録の電子化、電子決裁等を盛り込んだものでありまして、機密性も高くなります。そういうことによって個人情報の適正な保護、情報公開請求に対しても迅速に対応ができるということでありまして、このシステムを早期に導入をしていきたい。それによる文書管理をきちんと行っていきたいということでありまして、よろしくお願ひいたします。

教 育 長 2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

それでは2点目の教育に関する部分で答弁を申し上げます。議員ご指摘のように読解力に関しましては、2003年のOECDの調査で14位ということだったそうであります。この辺からいわゆる学力低下、あるいはこれまでの学習指導要領の見直しというふうな議論が始まったと理解しておるところであります。

議員が心配されますように、今いわれております格差社会というふうなことが、教育、特に義務教育の段階にまで波及してくるというふうなことは、これはあってはならないことだと思います。私どもとしましては少なくとも義務教育の段階におきましては、教育基本法が目標に定めておりますような教育の機会均等というふうなことについて、確実に確保していきたいとこのように考えておるところであります。

さて読解力ではありますが、議員ご指摘のように、この力というものが自分の考えを論理的に表明するためには欠かせない力であります。今までなぜこれが欠け落ちてしまったかということについては、TVやゲームに費やす時間が日本の子供は世界で一番長い。世界といひましてもおそらくOECDの範囲だと思います。一方、読書に向けている時間は世界で一番短いというふうなことがいわれておまして、これがおそらく読解力でOECDの中で14位というふうな結果につながっているものだろうと、このように理解をしているところでもあります。

そこで、お尋ねのこれまでの対応での不足という部分であります。学校での対応といひますより、おそらく地域全体とした中で、最近私はばかりのひとつ覚えのように「早寝、早起き、朝飯しっかり食べる」ということを申し上げておりますけれども、こういった本当の基本的な生活習慣というものが大切なんだということに対する、社会一般の認識というものがやはり不足しておったのではないかなと思います。結果としてTVやゲームに費やす時間が世界一長い、本を読む時間は一番短いというふうな生活習慣ができてしまったというふうに反省をするところでもあります。

この点に関連して申し上げますと、学校ではしばらく前から教室のそばに本を置くとか、あるいは図書室も部分的には寝転んで読むことができるようなスペースを作るとか、あるいは

は朝読書をやるとか、それから教師や保護者が読み聞かせをやるとかというふうなことで、子供達が読書に親しむようなそういうきっかけ作りには、一生懸命努めてきたところであり、ます。しかし一方で各家庭に帰られたときに、果たして親は、子供達と一緒に本を読むとか、あるいは子供達の目の前で本を読むとかということがなされてきたかどうかということについて、私どもとしては、実際には見えないところでありましてけれども、そういう方向での保護者への働きかけをしてきたかということについてはいささか足らなかったかなと反省もするところでありまして。

ただ、旧六日町におきましても議員からの提案に基づくブックスタートというふうなことも始めておりましたし、市でもやっておるところであります。あるいはまた図書館でも読み聞かせグループが、先般文部科学大臣賞を受けたというふうな活動もやっておりますので、これらを参考にしながら今後一層市民、子供達全体が読書に親しむようなそういう気風を作っていきたいとこのように考えております。

なお、読解力というものがすべての教科の基礎となりますのでそういう観点から、今年から市の学習指導センターに国語の専門の先生、国語専門の指導主事を招くことができました。教師の読解力指導というふうなことについて、十分力をつけさせるようなそういう取り組みをしてまいりたいと思います。これらのことがあいまって地域の子供達の読解力が向上することを期待しているものであります。以上でございます。

佐藤 剛君 ありがとうございます。答弁いただきました。ちょっとまた確認したり、また違う観点で聞いてみたいことがありますので再質問をさせていただきます。

1 財政健全化2年目以降の取り組みは

まず財政健全化についてでありますけれども、残りの20パーセント削減については精一杯努力しながら進めると、それしかいいようがないというようなことであります。昨日からも財政健全化につきましてはいろいろの方が質問をされていまして、そのような答弁をされておりますのでその部分については承知はしているつもりであります。が、先ほど言いましたように、特に残りの削減につきましては市民生活に深く影響する削減だと私は考えております。それがゆえにどのような方法で20パーセントの上乗せをするのか、それによりまして今後の市政運営にも大きく影響する、というふうなことに私はちょっとこだわっておりまして、それで通告にありますように、どのような手法で、判断でというようなことで書かせていただいたわけでありまして。

したがって、提案といいますか、私はこれしかないというふうに思うわけなのでありますけれども、ひとつ発言させていただきたいと思っております。残りの削減につきましては、きちんとした組織的に体制を整えた上での行政評価制度、そういう手法によって削減をしていくべきではないかというふうな気がいたします。行政評価につきましては、この市の中に行政評価係というのがありますので、私があえて行政評価とは何ぞやというようなことを説明するまでもないと思っておりますけれども、そもそも行政評価というのは行政の仕事を評価するものであります。簡単に従来の事務事業の見直しというようなものと違いまして、その評価の結

果を次の企画や実施に結び付けていくというのが、私は行政評価制度だと考えております。

したがってその行政評価の原点といいますか基本は、市民は行政に対して受益者である、そして納税者・負担者であるがゆえに利害関係者であって、そしてまた住民自治の主役であるというような観点で、したがって住民の目線からの評価というようなことになるのだと思います。行政の目線という立場で、行政の仕事がまちづくりに結びついていたのかどうかというような評価をして判断をするというようなことを、継続的にやっていかなければならないのではないかと思います。

とにかくですけれども、市町村だけではなくて県も国も同じなのですが、予算を獲得しまして事業実施に力を注ぎますけれども、事業をすればそれでもう終わりというようなことが、とにかくでありますけれども自治体の中では今までありがちであったと。予算を獲得して事業をするのが目的ではない、それもそうなんです、それによって「どうだったのだ」というような評価がなければ、やはりならないというようなことがあります。こういうふうに財政の健全化をしなければならないような事態であればこそ、そういうような手法が必要であると私は考えます。

ですので、私はこの残った20パーセントの削減につきましては、そういう手法で行政の事務事業を見直しながらやっていくのだというような答弁を期待したわけです。ですが、私が通告でといいますか質問の中でここまで話が及ばなかったものですから、そういう答えがありませんでしたので、提案といいますか私の考え方をひとつ述べさせていただきたいと思っております。

もう1点、合併時に合併時の事務調整というようなことで、合併する町村はいろいろ調整をしたわけです。その当時いろいろの部門といいますかところで「合併後に調整をする」というような事務が非常に多くありました。その中には多分合併後きちんと調整してスムーズに運営されている事業もあると思うのですけれども、中には多分まだ暫定的に動き出してそれがそのまま動いているという行政事務も、私はかなりあるのではないかとというような考え方をしています。

そういう意味からも行政評価というものを、ここで取り入れながらきちんとやるような必要、そしてまた財政の健全化に向けていく必要があるのではないかとこのふうなことを考えます。その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

また重ねて申せば、総合計画も策定になりました。総合計画の計画進行管理も行政評価制度の中できちんと行われるわけですので、これを機会にこういうことを取り入れてはどうかというようなこととお話をさせていただきたいと思っております。これを取り入れることによりまして、昨日来一般質問の中にもありました、職員の意識改革。そしてまたそれに加えまして政策形成能力の向上というところにも、この制度は必ずつながるわけでありまして。市長は時々こう言っているのですけれども、人事評価システムを早急に検討しているのだというふうなことを聞きますが、私はまず行政評価のシステムをきちんとする。そしてその中で職員の意識改革をしまして、政策形成能力の向上を図る。そして必要があるのであれば、人事評価シ

システムの導入を真剣に考えるというような順路がいいのではないかとというようなことも含めまして、この点について再質問をさせていただきます。

3 文書管理の実態について

文書管理の件であります。市長、ご紹介いただきましてありがとうございました。私は行政の事務をやっていた頃に情報公開と文書管理についてやりました。したがって、多分大和の職員は合併まで、完璧とまでいきませんが一応文書管理はきちんとやっていたものだろうというふうに思います。文書管理の必要性につきましては、今さら私がいうまでもありません。先ほど市長の方でお話があったとおりでありまして、情報公開、個人情報保護の運用に関して、文書管理というのはやはり基本中の基本であります。それによりまして透明性ある行政運営と、行政の説明責任を行うというようなことができるわけですし、そのために行政内部の適切な記録管理といえますか文書管理が不可欠だというようなことは、誰もが認めるところだとあります。

ただ残念ながら、そういうことはわかっているのだけれども、これからだということがあります。多分合併や何かでとても文書の管理どころではないというようなところかもしれません。けれども、先ほど言いましたように、合併したからこそますます記録管理とか文書管理は重要であると思ひまして、文書・情報がきちんと管理されてこそ先ほどいいました行政評価、そういう制度もできるのだと思います。そこから合併効果とか行政効果が生まれるのだと思います。ですので合併をしてこれからだということではなくて、合併まず文書管理というようなスタンスで文書管理というものは取り扱わなければならないというような気がいたします。

先ほどちょっと言いましたけれども、旧町時代3町情報公開とあわせてある程度文書管理もしてきたわけだと思います。大和は先ほどのとおりであります。したがって文書管理につきまして、全くノウハウがないというわけではありませんし、今までやってきたところが事務職員の中で3分の1いるわけですので、全くできないというようなことはないわけです。

ましてや今言いますように、市長もちょっと触れましたけれども、県・国の方の情報のやり取りがインターネットを通してできるような環境になりました。そして職員には1人1台のパソコンがついていますので、今までのわずらわしい文書管理よりもやりやすい文書管理もこれからできるというような感じがいたします。ぜひこの部分は積極的にやっていただきたいと思ひますし、やらなければならないことです。これからというようなことでありますけれども、再度早急にやるんだというような決意をお示しをいただきたいと思ひます。

2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

続きまして、読解力の問題であります。今、説明をお聞きしました。読解力の低下につきましては先ほど言いましたように、全国的な問題であると私も思ひます。文部科学省の方も読解力向上プログラムというものを昨年の12月でしたか策定をいたしまして、その中で3つの重点目標と5つの重点戦略というものを掲げながら、読解力が低下している歯止めをかけようというようなことで、動き出しているところであります。

そしてまた今、この市の教育現場の中でいろいろな方法、またいろいろな問題を自覚といえますか認識しながら読解力低下に歯止めをかける対策を講じているということは今、教育長さんの方からお聞きをしたところであります。ありますが、私はちょっと観点を变えてお聞きしたいと思います。やはり基礎学力低下、読解力の低下に歯止めをかける対策を実現するには、教育予算が私は足りないのではないかというような気がいたします。教育委員会の方で他の教育委員の方々から、こういう読解力低下に歯止めがかかる、そしてまた学力低下の歯止めをかけるのに、「ちょっとこの教育予算では」というような話は出ていないのか、というようなこともお聞きしたいと思います。出ているのであれば教育委員会は独自で予算編制する権限はありませんし、そしてまた市長の方は教育委員会からその意見を聞くことになっていますので。そううまくいかないと思うのですけれども、教育委員会の予算的な話も受け入れられた中で18年度予算であったのかというようなこともあわせて、教育長にお聞きをしたいと思います。

私は先ほど言いましたように教育予算は少ないと思います。市政懇談会の中で市長は18年度予算は健全財政の中で、子育て支援と教育には力を注いだというようなことを言っています。財政難から耐震調査等できない自治体もあるわけですので、そういう面からすれば子供達の安全対策に確かに力を注いでいるというところは、私は理解しているつもりであります。けれども、それを含んでも教育費は全体の5.2パーセントであります。他の市町村と比較をしてみました。さすがに担当課長から、簡単には比較できない、というアドバイスもいただきましたので、私は長岡市から小千谷市から十日町から、全部インターネットで調べたのです。けれども、単純にはいかなないということで、とりあえずいけるところ、魚沼市と湯沢町の方に行ってお話を聞いてきました。

私は質問する立場ですので私の都合のいいような資料収集になりがちですけれども、最低限やはり人件費は統一した考え方での資料づくりをしました。魚沼市は全体予算の人件費を除けば6.8か6.9パーセントが教育費でありました。湯沢町は7.2パーセントが教育費でありました。その中には大きな新規の学校建設等はありません。ただ大規模改修とかそういうものは当市もありますし、ほかのところも例年あるわけですので、そこら辺は例年どおりだというような大雑把な見方があります。

ただもうひとつ、塩沢町の小学校の学校給食の賄い材料費が予算の中に入っていないので、そこら辺を含めると正確な数字の比較にはならないというのは私は承知しているのですけれども、ただ傾向を見るにはまあまあ資料かなというふうなことを考えております。ちょっとそういう点からすると、当市の予算は少ないのではないかというような気がします。この差をもって義務教育に差があるとは言いませんけれども、せめて周辺並みの予算措置は必要だと思しますので、この点も含めて再質問させていただきます。

市長 再質問にお答えいたします。

1 財政健全化2年目以降の取り組みは

健全化の問題でありまして、行政評価。今おっしゃっていただいたように庁内には行政評

係を置きまして今、指導をしているわけでありまして。広報で議員見ていただきましたが、今度は市政モニターを募集しました。やはり内部の目だけではだめだということもありますので。評価係の中に外部の人を入れたらというご意見もありましたが、それはちょっと専門的になりすぎる部分があり、外部の方のご意見がなかなか出てこないだろうと。私はそういう思いでありまして、市政モニターの方にその期待を大いにかけるところであります。

そして当然です。おっしゃったようにいわゆる評価をきちんとした上で、どれがどうだこうだということが出ないと、ただお金の面だけで切った、張ったということでは、これは全く市政の運営とは申し上げられません。ですのでそういうことはきちんとやっていきたい。そういう中で例えばこの部門、行政水準の明確化と今、数値をあげておりますけれども、この部門については達成ができないという結論が出るやもわかりません、これは。では総額としてはもう69億円ということは、何とかやっていかないと非常に厳しいということになります。しからばその分をどちらに向けるかという選択もまたしなければならぬことでもあります。それがおおむね19年度予算の中では大体方向性が見えてこようということですので、またご協力をお願いしたいと思っております。

3 文書管理の実態について

文書管理システムにつきましては、おっしゃるとおりでありまして、早急にそういう体制を整えていくということをご理解いただきたいと思っております。

教 育 長 2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

教育予算の関係であります。予算編成の前段でも教育委員、学校長を交えてと申しますか、新年度の事業等々についての懇談会もやっております。その際に市長からも出席をいただいているというふうな中で、18年度の予算につきまして、教育委員の間からこの額が不足だというふうな声は出ておりません。ただ学校長からしますと従来、例えば旧3町の時代に、こういう点で例えば塩沢町ではこうだった、大和町ではこうだったというものが、今全部そっくり措置されているわけではありませんから、細かいところについての戸惑いというのはまだ残っていると、これは正直いってございます。ただ大きな枠の中での大きな不満というふうなものはない、こんなふう考えております。

その理由といたしまして、例えばそれぞれの学校におきまして普通学級での介助員 例
えば授業中に外に飛び出してしまうというふうな子供さんが、どこの学校でも大体おられるわけですが、こういう方々をほとんど1対1のような状態で見られる介助員 ですとか、そういった方々も配置をしております。予算をつけていただいて配置をしているわけでありまして。そういったふうなことで、少なくとも現段階、私どもの市内では学級崩壊というふうなことは起きておりません。これも介助員等々の皆さんのおかげだというふうにご感謝してございます。

それから議員からお話がありました学校施設の安全対策。それから学習指導センターの充実。これも多少金額が減ってはおりますが、特色ある学校作りの予算というふうなことで市独自の対応をいただいている部分が相当ございまして、トータルとしますとよそに比べ

た場合にはありがたいなと、こんなふうに感想を述べていただく校長もおられます。

教育長の立場で申し上げますと、教育予算をもっとくれというのは本当はそう言うべきなのでしょうけれども、しかし教育予算だけで地域がよくなるというわけにもまいりません。現実問題としては災害の復旧、力強い産業の育成、福祉、子育て支援等々の充実、これらがそれぞれあいまって教育の振興にもまた返ってくるわけでありますので、そういう観点から見た場合に、18年度の教育予算は私どもとしてはよくつけていただいたなと、こんなふうに思っておるところでございます。

佐藤 剛君 もうちょっと時間がありますので再々質問をさせていただきます。

1 財政健全化2年目以降の取り組みは

財政健全化につきましては市政モニター、外部からの市政モニターということで私はそこに反対をするつもりはありません。先ほど言いましたように、私はそれも大事ですけれどもまずやはり行政の中の内部の行政評価をしなければ、一気に外部ではますます混乱するのではないかなというような気がしますので、一言だけその点はお話したいと思います。

2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

もう1点、教育といえますか、読解力低下の関係についてだけ再々質問をさせていただきます。教育費の中で、全体的な教育費、今、教育長おっしゃいましたように全体的には介助員とかいろいろな面で行き届いた、総額的には別にしまして行き届いた教育費の内容だとは私は理解しております。ただ、教育費の中で図書購入費についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

読解力低下というのは先ほど言いましたように、今、全国的な問題になっておりまして、14年度から学校図書館図書整備5カ年計画というものを5カ年計画でやっているわけです。18年度が最後なので今さら何を言うかというようなことなのですけれども、そういうようなことでやっておりまして、その実施計画の中で交付金の措置につきましても、その単費用として上乗せをしているのです。その分、学校図書購入ということで上乗せをしているのですが、残念ながら当市の学校図書の購入費につきましては、その上乗せ分にも満たっていないというのが実態であります。

予算のときにお話を聞きました、小学校の例を言いますと1校当たり19万円の図書購入費だそうです。それがいいとか悪いとか私も判断もなかなかできないのですけれども、先ほど言いましたように魚沼市と湯沢町へ行って調べてきました。魚沼市の方は先ほど私が説明しました交付金の上乗せの計算にしがいまして予算要求をして、それを確保しているということでありまして、さらに規模の小さいところは最低25万円を下らないような予算措置を図書購入費の中でしているというようなことでありました。湯沢町は16年度の図書費の関係の統計資料しかいただけませんでしたけれども、16年度で1校当たり27万円の図書購入費を予算措置したというようなところから見ると、教育長は18年度教育費、もっとほしいところだけでも、全体的なバランスからすればあまりこれでいいのではないかというような判断をされていますけれども、私は少ないのではないかというような気もします。

そしてもう1点、先ほど朝読書の話がありました。大体週2回は朝読書をしているようですが、学校では先ほど言いました1校当たり19万円のお金では足りなくて 全部の学校ではないですよ、一部の学校、多くの学校なのでしょうけれども 保護者から図書費といいますが書費を1,000円なり集めて、そしてまた後援会から何十万円というようなお金をいただいている。そして、全部は調べてはいませんが、ある学校では年間それを70万円にして図書購入をしているというようなところがあるそうであります。保護者にご負担いただく、そしてまた後援会が支援していただくというのは本当にありがたいことで、私がこんなことを言ったからやめてくれというようなことであっては上手くないわけなのですけれども、私はこの点どうかというようなことを思います。

地域の中の教育費の比較で教育の格差はありませんけれども、こういうように公費のほかに教育に関する財源が入ってきて、それが購入できるところとできないところが出てくるとするならば、そこにはやはり教育の格差というのは生じるのではないかというような気がします。したがって、本当にそれだけの図書購入が必要なのであれば、そしてまた特にこの読解力低下が問題になっているのであれば、そういう面はせめて公費で見るとはいいかというようなことを私は感じますので、教育長、こういう実態についてどうお考えなのかだけ再々質問をさせていただきます。

市長 1 財政健全化2年目以降の取り組みは

先ほど申し上げました庁内に行政改革推進室、そこに行政評価係を設置をいたしまして、そこで行政評価はきちんとやるということであります。そしてその庁内の目だけという部分をどう改善していくかということについては、このモニター制度を上手く利用しながら、身内のことだからというような話にならないようなことを、きちんとやっていかなければならないということです。係をきちんと置いて係長まで置いて取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思えます。

教育長 2 格差社会と言われる中で充実した義務教育を

お答え申し上げます。図書購入費につきましては、旧六日町の時代からもそうでありましたが、今現在も十分とはいえない額であります。ご指摘にありましたように、多くの学校で保護者の負担もいただきながら学校の図書館の図書を買っているという状況がございます。今後、もう少し予算をつけていただくようお願いをしまいたいと思えます。

それからいつかの折にも申し上げたことではありますが、市の図書館も必ずしも蔵書が豊富というわけではありませんが、市の図書館、それから各学校の図書館の蔵書のそれぞれ融通しあえるようなそういう 融通しあえることはやっているのですが どの図書館にどういう本があるのかというふうなことを、それぞれの図書館で見ることができるようシステムを作りながら。と言いますのは新年度において仮に予算をつけていただいたとしても、すぐに充実した図書館というわけにまいりませんので、今ある蔵書も有効に活用できるようなシステムもあわせて検討しながら、学校図書あるいは市の図書館の蔵書の充実に努めてまいりたい、このように考えております。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時25分といたします。

(午前11時10分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午前11時25分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位21番、議席番号4番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 皆さんおはようございます。高橋郁夫でございます。それでは通告にしたがいまして順次質問をして参りますのでご答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

当市におきましては地方交付税の減少、地震、水害また今年の豪雪災害などにより、厳しい財政状況が続いております。しかし、このたび限られた予算の中で、今年度の予算には子育てに関する施策が強化されました。このことにつきましては市長を初め、職員の方々のご努力に敬意を表するものでございます。しかし少子化対策につきましては、まだまだ十分とはいえません。この少子化対策の施策につきましては、結果が出るのが10年、15年先のことですので、今、早急に再検討すべき課題であると考えております。

市長はこのたびの所信表明の中で、まちづくりは人づくりであるとの考えから、次代を担う人材の育成こそ大切な市政の1つであると確信しております。そういうふうにも述べました。私は本当にそのとおりだと思います。今、人材の育成をすることが将来のわが市の発展につながるものと確信しております。そこで2点について質問させていただきます。

1 市の広報誌・ホームページについて

まず1点目といたしまして当市の広報誌及びホームページについてでございます。最近では新たな市の財源を確保し、広報誌の充実や特別な事業などへの活用、また地元企業などの活性化等を図ることを目的といたしまして、市の広報誌や封筒冊子類などの印刷物に有料広告を掲載したり、市のホームページに有料バナー広告を掲載している市がございます。県内におきましても新発田市で広報に有料広告を掲載するとの報道がなされました。年間468万円の収入の見込みであるとのこと。わが市でも有料広告について検討実現できないかご提案申し上げます。

私はこの収入を少子化対策などに限定し、使い道を決めて行えば市民からのご理解も得られるものと考えております。また広告を掲載する方にとりましても市民のほとんどの方が目を通し、しかも大事にファイルし保存するようなものでございます。あとまたその収入が少子化対策などに使われるのであれば、その企業などの宣伝効果は大変大きく、また企業のイメージアップにもつながると考えます。いろいろな面から考えましてもぜひ早期実現すべき施策であると考えておりますが、この件について検討していく考えはないか市長にお伺いいたします。

2 市の奨学金制度について

2点目といたしまして当市の奨学金についてでございます。その中の1番といたしまして、高校生に対しての市の奨学金についてでございます。政府は小泉改革の一環といたしまして16年4月より日本育英会が独立法人日本学生支援機構に移行しました。それにより高校生

に対する奨学金の貸与は地方自治体に投げられたかたちになっております。そういったことで国では現在行っておりません。またわが市でも現在はその制度はございません。塩沢では独自の奨学金で昨年も2名の方がその制度を利用しております。また本県ではほとんどの市町村で独自に取り扱っているのが現状でございます。

わが市の今年3月の中学生の進学率は98.1パーセントで、約2パーセント弱の13名の方が進学しなかったと伺っております。その中にはきっと何名かの、就学能力とその意志があるにもかかわらず、経済的な理由のために進学することができなかった方がいたかと思えます。私は高校生の奨学金については、あってしかるべきだと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

2番目といたしまして大学、専修の市の奨学金制度についてであります。現在、当市の制度によりますと貸与額は月5万円。人数は大学生13名、専修8名とし、条件として他制度の奨学金の貸与を受けない方で返済については貸与期間の2倍以内、そうっております。まず貸与人数についてでございますが、これを何とか増加できないか、そういうことです。この人数につきましては隣の魚沼市では合わせて50名、また十日町市では大学48名、専修20名としております。

続きまして他の制度による奨学金の貸与を受けない方という条件の廃止を考えられないかということです。わが市では大学などに進学する場合ほとんどの方がアパートを借りてそこで生活をしています。アパート代だけでも5万円から7万円かかります。そのほかに食事、生活費、入学金、授業料とかかるわけですので現実的にはこの金額で進学される家庭は中流以上の家庭であると考えます。

今後の市を担う人材の育成のためにぜひ考えられないか。確かに金額が多くなれば本当に返金していけるのか、また卒業後も本人に負担がかかるのではないか、そういう心配はあるかもしれませんが、返済方法や保証人などのことを合わせて考えれば改革は可能かと思えます。市長のお考えをお伺いいたします。

3番目といたしまして、奨学金制度による医師の養成、育成は考えられないかという点です。今、医師不足の問題が盛んに報道されております。わが市でもひとつとではなく、医師不足になりつつございます。また、かといって市外から医師に来ていただくには今後ますます大変であると考えます。それでしたら人材を育成するためにも、能力と意欲のある学生がいましたらできる限りの支援をし、年に1人でも、2年に1人でも当市出身の医師を育てていくべきかと考えます。今の現状ではいくら能力がありましても、さすがに医大となりますとお金がかかりすぎてまず親が勧められません。いろいろな条件を付けての支援を検討すべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

4番目として、このたび奨学金について質問した3点も含めてでございますが、市奨学金制度検討委員会を立ち上げ、今後の奨学金制度のあり方を検討していく考えはないかということです。奨学金の資金につきましては、先ほどの質問の有料広告などの収入を、また寄付金などもお願いし、特別基金として積み立てて運用をしていくことを、私は提案いたします。

県内の自治体でも合併後、特色のある奨学金制度にするための委員会を立ち上げ検討しているところもございます。ぜひ南魚沼市にふさわしい特色のある制度とするために、ご検討いただきたいと思います。市長のお考えをお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

市長 高橋議員の質問にお答えをいたします。

1 市の広報誌・ホームページについて

広報誌に有料広告、あるいはホームページのバナー有料広告、この問題であります。このことにつきましては、市の保有する財産の有効活用。あるいは事業主に安価な広告媒体を提供して地域経済の活性化を図る。市の厳しい財政状況に対応をする新たな財源確保。これらの目的で昨年来、市の広報事業アンケート調査の実施をしております。民間企業とのタイアップによる市の広告事業導入について研究を今、進めております。

広告事業といいますと市民の大切な資産活用として、広告印刷物や公式ウェブサイト、公共施設 これは土地・建物・車両であります。これらを広告媒体として提供する事業であります。事業化にあたりましてはもちろんのことですが、公共性・中立性これを保って自治体倫理とモラル確保のための広告掲載要項、そして基準を定めなければなりません。民業を圧迫、この批判もまた受けないように配慮をする必要があります。

広告掲載スペースを現行の市報発行ページの中で確保する場合、市の新たな財源確保の観点に照らし合わせまして、果たして広告主が魅力やメリットを感じられる適正な価格設定が可能かどうか、これが一番であります。さらにホームページのバナー広告掲載につきましても、実は現在のアクセス件数が1日1,000件程度であります。これで広告主がここにこの程度 この程度というところであれですけれども、魅力を感じていただけるかどうかこれも課題となっております。

これからは市の有料広告事業導入を望む声も多かった、アンケート結果では多かったわけですのでこれを背景にいたしまして、具体的な作業プログラムを作成して課題を整理しながら事業化に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。庁舎内の広告スペース設置、これらも新しく庁舎を増築する際の一つの課題だというふうに考えております。

2 市の奨学金制度について

2番目の奨学金制度につきましては、議員、市長というご指名がございましたが教育委員会で担当をしておりますので、教育長から答弁をいたさせますのでよろしく願いいたします。

教育長 2 市の奨学金制度について

奨学金のお尋ねについて答弁を申し上げたいと思います。議員、ご指摘のように地元から人材を育てることが大切でありますし、また先ほどの答弁でも申しあげましたが、いわゆる格差が教育の場面にまで波及してくることについては、なんとしても阻止したいという考えでありますので、この奨学金のあり方についても見直しをしてみたいと、このように考えているところであります。1つはそれは結論的ではありますが、まずお尋ねの点にそれぞれお答えをしていきたいと思っております。

高校等の奨学金制度の新設ということですが、合併前の旧塩沢町でこの高校生を対象の奨学金があったというふうなことは聞いております。ただあまり利用はなかったというふうなことも合わせて聞いているところであります。しかしあまり利用がなかったから今後ともいらぬのかいいますと、必ずしもそうともいえないのかなと、こんなふうに思って聞いておりました。

今、県立高校の場合には保護者の世帯の収入に応じた授業料の減免制度もあるわけですが、しかしそれだけではなかなか進学ができないという生徒さんがもしおられるのであれば、やはりこういう道も開くべきだろうとこのように思います。なお今後とも最後の質問とも関連をいたしますが、その辺のところを検討をしていければいいなと思っております。

それから大学、専修学校に対しての奨学金の人数枠の関係であります。今現在、もしかしたらこれはお尋ねのほかの奨学金との併用を認めていないというふうなことから、魅力が薄くて申込が少ないというふうにも考えられなくはないわけですが、今までの段階ではこの枠で何とか間に合っているという状況であります。申請があっても保護者あるいは世帯の所得の関係で該当しないというふうな方々がありまして、この枠でなんとか間に合ってきたというのが実態であります。ですが、ほかの奨学金との併用を認めないというふうなことから、あるいは月額5万円で卒業後その在学期間の2倍以内の間で償還しなければならないというふうなことが厳しすぎて利用が少ないのかな、という一面も懸念されますので、この辺についても検討してみたいと思います。したがってほかに奨学金との併用を認める、ということについても検討したいと思っております。

3点目ですが、奨学金制度による医師の養成等であります。これにつきましてはすでに制度としてはあるのであります。病院のほうの基金の中で、この制度がございます。ただこれも市民全体に周知されていないというふうなこともあったのでありまじょうし、旧大和町の時代に1人途中まで利用したのですが、いろいろな制限が厳しくて辞退されたというふうなことがあったというふうに聞いております。この制度につきましても市民に周知できるような、あるいは病院で持っていることが妥当なのか、ほかの市の奨学金制度と一本化するのがふさわしいのか、その辺のことも検討してみたいと思っております。

4点目の奨学金の制度検討委員会を立ち上げて、市独自の奨学金制度を考えないかということですが、今まで申し上げてきましたように、この奨学金制度の本体につきましては、旧六日町でやっておったものが基本になっておりますので、今まで申し上げたようなことも含めまして総合的に考えてみたいと思っております。ですので納税者の代表の方々、あるいは高校で実際生徒さんの実態を見ておられる先生、あるいは中学校の先生というふうな方々をメンバーをお願いをして、検討してみたいと、このように考えております。以上でございます。

高橋郁夫君 1 市の広報誌・ホームページについて

まず有料広告についてですが、検討しているというかたちでもって答弁があったわけです。

広告を載せる企業にとって有効かどうかという問題につきましては、その使い道をやはり考えて提示していけば、それが企業にとってはそれを寄附とも考えられるし、そういった面で企業のイメージも含めてアップしていくということで考えられないかという提案です。そのことについてもう一度お願いします。

2 市の奨学金制度について

あと奨学金についてでございます。前向きに今後検討していくということですのでよろしいのですが、今の若者が子供の産めないまた増やせない原因は、まず経済的な問題からだと思っております。どうして将来子供を育てる自信がないかといいますと、幼少の頃のことは覚えていないのですが、現実的に自分が高校、大学と進むなか、自分の親がどれだけ経済的に苦労したか身をもって知っているから、自分がそんな苦労をして、子育てをしていく自信がない。そういったご若者の意見も聞きました。

ましてやこの奨学金制度につきましては、あくまでも一時的にお貸しするだけですので、学業終了後にはご返金いただく資金でございます。先ほども申しましたが基金として別に積み立てておけば、ある程度安定しその基金の中で運用も可能ではないかと考えます。お考えをぜひこの件については市長からお願いします。

市長 再質問にお答えをいたします。

1 市の広報誌・ホームページについて

この広告関係は、当然ですけれどもそういうこともすべて視野に入れながら、今、検討をしているというところであります。極力早めに結論を出して、できればやっていこうという考えでありますので、企業の皆さん方からご協力をいただきたいと思っております。その企業にとってどういうことが求められるかと、その部分をやはりきちんと。件数が少ないからだめだという人もありましようし、今おっしゃっていただいたように企業イメージのアップにつながれば、という部分もありますので、そういうことも全部調査をしながらやっていきたいと思っております。

2 市の奨学金制度について

奨学金につきましては、その基金化を、ということでのことでしょうか。今、旧六日町でやってきた部分はあって、あと何年・・・今年あたりから回り始めたのか。もう回り始めた。返済が始まって回り始めていますので、特別基金化をしなくても予算の枠がそこへあるわけですし、もうそれが回り始めればなんといいですか基金と同じようなかたちになっていくわけです。5億円だ10億円だという基金を特別ここへ設置をしなくても、運営、運用していけるものではないかと思うのですけれども。ちょっと私がごくそのところが定かではありませんので、教育長からまた。私は基金化しなくても大丈夫だろうと思っておりますが。

教育長 2 市の奨学金制度について

基金化すべきかどうか、この辺のところも合わせまして。と申しますのは、先ほどの答弁で申し上げました病院で持っている医師等の奨学金制度、これは基金で運営しております。ですのでこれらを市の奨学金制度として統合してくるときにどうすべきか、というところで

合わせて検討をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても地域の子供たち、あるいは若い親が、将来に夢・希望が持てないような状況というのは極力回避していきたいと、このように思います。ですから十分とはいえない奨学金であっても、そういう夢や希望というものに少しでも貢献できるのであれば、なんとかして拡充していきたいとこのように考えているところでございます。

高橋郁夫君 1 市の広報誌・ホームページについて

有料広告については了解いたしました。

2 市の奨学金制度について

また奨学金については、今は確かにそれで足りているかもしれませんが、例えばこのたび改革をする場合、不足の時はもしかしたら資金もちょっと一時的に必要なのではないかとということでしたので。ご答弁はよろしいですがよろしくお願いします。終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時といたします。

(午前11時50分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位22番 議席番号15番・樋口和人君。

樋口和人君 それでは通告にしがいまして一般質問を行います。一般質問3日目の午後ということでなかなか皆さんお疲れだと思いますが、お昼寝しないでちょっと聞いていただければと思います。まず、このたびは2つのことについて質問をさせていただきます。

1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

まず、克雪住宅推進事業の一層の充実を求めるということです。現在南魚沼市では今年度、克雪住宅推進事業費として2,400万円程の予算が組まれています。内容といたしましては宅地内消雪設備補助金として157万円、克雪住宅協同整備事業補助金として262万4,000円、そして似たような名前ですけれども克雪住宅協調整備事業補助金ということで1,980万円というふうになっています。

そしてこのことについては市報などで、克雪住宅、あるいは宅地内消雪設備の補助制度ということで広報しておりまして、克雪住宅補助金としまして補助対象工事費の17.6パーセント、最高で44万円。戸数としては35戸と。それから宅地内消雪設備補助金が補助対象工事の15パーセント、最高で15万7,000円の補助ということで、10戸を予定しています。このことにつきましては先の3月の定例会で予算が承認されたところです。

大変ありがたい制度ということですし、聞くところによりますとそれぞれの補助金に対しては予定の戸数をオーバーするぐらいの申し込みがあったということです。皆さん、あてにしているといいですか、ありがたい制度だということで大変多くの方から使っていただき、いいことだなと思っております。この制度につきましては、それぞれ旧の3町時代にいろいろな形があったものを合併の時にまとめてきたということで、多少今までと制度の違いがあ

るにしましても、こうやって使っていただいているということです。

今申しましたようにもう既に予定の数を上回る申し込みがあったり、また申し込みを予定していた方が断念しているというようなことも聞いております。そんなこととまた、ちょっとこれを一緒にするのはどうかと思っはいるのですけれども、南魚沼市の中心街の地盤沈下区域は、今後今現在の井戸の使用が困難になっていくと。井戸での消雪が困難になっていくということから、やはり屋根融雪を中心としたこともそれぞれ皆さんが考えているということだと思います。ですので今後またこういった融雪に対する補助を、さらに充実させていくべきだと考えておりますけれども、このことについて市長の考えを伺います。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

そして次にフレックスタイム制の導入による住民サービスへの充実を図るということです。まず、フレックスタイム制について少し説明をします。1 カ月以内の一定期間 これは清算期間といいます。決まりをつける期間ということですが、この清算期間における総労働時間、働く時間を予め定めておいて、労働者はその枠の中で、その日その日の始まる時間、出勤の時間あるいは終業の時間を、自主的に自分で決めて働くという制度です。

また、この一日の労働時間帯を必ず勤務すべき時間、これをコアタイムといいますけれども、そのコアタイム。

そしてその時間の中であればいつでも出社または退社していい。たとえば朝の6時から来ていいですよ、あるいは夜の10時まで働いていてもいいですよ。その中で自分で調整をしていくということです。これはフレキシブルタイムといいます。

この2つに分けて出社退社の時間を自分達がそれぞれ決めていくということです。ただ、先ほど申しあげましたコアタイムについては、必ずなければならないということでもないようです。

といったことがフレックスタイム制の大まかな内容です。ではこのフレックスタイム制の導入によってどういったメリットがあるかということです。一般的にですがこれは働く人、個人個人が業務に即した就業時間を設定できる。このことによって自主性を尊重する。そしてより創造性、柔軟な発想、自分から発想していく。この促進や労働意欲、そしてそのことによって業務効率を上げていくことができる。それからまた、労働時間を自分が管理する。自分で決めていくことによって自己管理の意識が高まると。そしてまたこのことによって生産性が飛躍的に向上する。そして自立性が図れるということなのです。

もちろんフレックスタイム制に合わない職場といいますか、そぐわない職場もあるわけですが、今言ったような、時間、好きな時間を作っていくことによって、例えば収納促進室といいますか、収納の部分、あるいは用地なんかの交渉事をする部門、あるいは建設ですとか水道などの業務部門については非常に有意義なシステムだと思われれます。

そこで、これらを踏まえたうえでの質問になるわけですが、市長は来年4月に向けて今年度中にすべての機構を見直していくという話を再三されています。そしてその一環として今申しあげましたフレックスタイム制の導入、このことを導入して住民サービスの充実

を図るべきだと考えておりますが、市長の見解を伺います。

市長 樋口議員の質問にお答えいたします。

1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

克雪住宅推進事業の関係であります。ご承知のようにこれは国の制度、県の制度とありまして、国の制度は都市計画事業的な規模の大きいものということでありまして、県の制度は個人に補助できる使い勝手のよい制度として定着をしてきたわけでありまして、平成5年から始まった制度でありまして、非常に何といいますか重用された制度であります。この申し込みですけれども、今ほどおっしゃっていただいたように、今年5月には予算の枠を越えた申し込みがありまして一応打ち切らせていただいたところでありまして、井戸の掘削申請もそうでありまして、豪雪の年にはやっぱり補助金の申請が殺到するという傾向があります。そういうことで今年はいかいますか、今年も大勢の皆さん方から申し込みをいただいたところでありまして、その状況は今、大和地区で3棟。六日町地区で30棟、これは地盤沈下地域で19棟、他で11棟。塩沢地区で3棟。こういう状況であります。

六日町市街地を中心とした地盤沈下区域の補助制度と克雪住宅補助は、本来目的が違うわけですね。制度のねらいと異なっている部分がちょっとあります。本当は地盤沈下対策としての部分と、豪雪克雪住宅的な考え方と切り離さないと本来は確かおかしいわけですねけれども、一応そういうことを併用しながらということでありまして。

県は財政難でこの制度を縮減するという情報も伝わってきているところでありまして、これを縮減あるいは廃止ということになりますと、非常に私どもにとっても打撃は大きいわけでありまして、とにかくそうしないように働きかけをしなければなりません。無雪化といえますか屋根の雪降ろしから解放される、危険から解放されるという部分も含めたり、地盤沈下対策としての耐雪屋根・融雪屋根の復旧はどういう事情があれ中断はできないという考え方でありまして。

財政事情が非常にこういう時期でありますので、一層の充実がどの程度図れるかは、今ここで議員に、それは分かった来年は倍額にする、なんてことはなかなか言えないですけれども、今ほど申し上げましたように、必要不可欠な事業であるということは強く認識をしておりますので、また予算の中で十分検討をさせていただくという範囲に留まりますが、議員のおっしゃることはよく理解しておりますのでそのへんでご勘弁を。これ以上突っ込まれても何も話ができないということでありまして、よろしくお願い申し上げます。財政状況を見ながらということでありまして。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

フレックスタイム制の導入であります。これは今おっしゃっていただいたそういう効果があるということですが、組織の機構改革、組織改革であります。これは一番は窓口部門におきますと、市民が市役所に来庁した際に分かりやすい窓口と、すべてその場で解決ができるといういわゆるワンストップですね。これを念頭にきちんとやってみよう。旧六日町時代に若干の試みをやってみましたが、合併というような中でちょっとその構図は崩れてお

りますけれども、もう一度ここを念頭において考え直したいと。

このフレックスタイムの利点といいますと、先ほど議員がおっしゃったとおりであります。ただ、懸念される点は、市役所の業務というのはチーム的な作業というのも多々ありますので、例えばそこに人間が欠けたというときにうまく機能するかしないかという部分も若干懸念はされているわけであります。

それから、これは調整で何とでもなると思うのですけれども、要は勤めている職員が自分で自分の啓発や管理も含めながら、時間帯をある程度希望されるわけです。それがどこかに集中したり　うまく分散していただければこれにこしたことはありませんが、そのへんに自己管理的な部分が相当協調されますと、私どもの方でそれはだめだからこの時間帯にしてくれとかということが、非常に調整がしづらいという部分があります。こちら側の調整の範囲で全部応じていただけるということになれば、これはある程度やる利点も非常に出てくるわけですが、そのへんがちょっと調整としては残るということであります。

今は窓口サービスにつきましては時間帯も含めまして、住民票の自動交付機、あるいは郵便での各種証明書の交付やこれらをやっている・・・郵便ではなくて交付機は設置をさせていただいたわけではありますが、郵便局利用等も今後は検討しなければならないと思っています。昨日、管内の郵便局長さんとの懇談会の中でもそういう要望も出ましたし、私どももできないは別にして検討に価するものだというので、検討を重ねていかなければならないと思っています。

いずれにいたしましても来年の機構改革の際に、フレックスタイム制を利点・難点を検討しながら導入できるか否かと、ここをきちんと検討いたします。ですがこれもここで、よしわかった導入する、というところにちょっと至りません。至りませんが利点については十分理解しておりますので、極力実現できればと思っておりますけれども、歯切れが悪くて申しわけございませんけれども、もう少し検討をさせていただきたい。

今までこのことはあまり考えたことがなかったのです。サマータイムということはよく言われましたけれども、これは一律に朝早く出てきて夕方早く帰るということでもありますから、これはCO2削減の目的もありましょうし、職員の勤務時の快適さということも含めてのことです。フレックスタイムになりますとちょっとまた大きくそれを踏み込んでの部分でありますので、十分な検討をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

樋口和人君　これ以上突っ込むな、ということを言われちゃうとどうもこうもならないのですけれども。

1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

克雪住宅につきましては、この大雪ということなのでしょうけれども。例えば六日町で30軒、あるいはその中でこの地盤沈下区域で19軒と、これほど灯油が高い、あるいは燃料代がかかると言われた中でもやはりやっていきたいと。さらにここには出ていない本当は申請したかったという方達がいるはずで。やはりそういうことを考えた中では屋込みの中と

というのは別立てで考えていくということ。別立てで地盤沈下の方については考えてもらうのなら、それはそれでいいでしょうけれども、やはりひとつある制度、国・県の制度があるのであればやはり有効。今度は縮減の方向ということですが、そうではなくて何らかの手立てを縮減しない方にまた努力をしていただくと、しょうがないと言えませんが、そういうことで努力してもらいたいと思います。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

それと、フレックスタイム制のことです。今ほど市長の方で、例えば組織的に動くときに職員の方がこの時間、この時間といわれて手薄になると困る。まさにそこが意識改革だと思うのです。自分達が勤める、あるいは仕事をしやすいためにこのフレックスタイムを選ぶのではないのです。市民の方達がここへ来て、あるいは市民のところへ出向いて行って仕事をすると。そのためにはどの時間に自分達が選んで行けばいいのか。そのことを考えていく、その意識改革をすることが、フレックスタイムということだと私は考えています。

そしてまたフレックスタイムにすることによって、今言いましたように例えば夜、市民の方達と話をしたりというときに、フレックスタイムにすることによって時間外手当などがなくなってくるわけです。今までもいろいろ話が出ていますけれども財政健全化計画といった中で、やはりその辺も職員の方々が意識を持っていくと。今までと同じように暇な時間というとおかしいですけど、時間の仕事の集中するところにみんなで行っていき。そういう考え方を持っていただくことが非常に大切だということに思っています。そのためのフレックスタイムだということに理解をしていただければと思います。

やはりこのフレックスタイムを導入するにあたっては、管理をする方がいいですか、そちらの方もそのへんの意識をきちんと持った中で導入していかないと、今ほど言いました、ただ自分達が勤めやすいとかということに利用する 利用するという言い方はおかしいですけども、そういった朝遅くてもいいですよ、みたいなそういう仕事の仕方になってしまいますので、そのへんを間違えないようにまた検討の中で入れていってもらえればと思います。

また、逆に言いますと、初日にありました職員の方の勤務時間、休暇等に関する条例。この中で例えば朝お子さんを保育園なりに送ってくると、そういった事情の方についてはまたこれは非常に有効な制度だと思います。先ほど言いましたように1カ月という期間の中でのやりくりですので、1カ月の中で総勤務時間を決めていくということです。その中であるいは朝、お子さんを送っていった時には他のところで補填をしていく。1カ月の中で使えるということです。そのへんも十分検討していただいて、ぜひこの意識改革というその辺を外さないようにして検討をお願いしたいということです。その辺を踏まえた中でもう1回答弁をお願いします。

市長 樋口議員の再質問にお答えいたします。

1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

1点目の方は何と申しましても何とかその予算枠を確保していくということに尽きるわけです。市街地の都市計画事業等がうまく導入できれば、これはそれなりの効果が非常

に上がる面があるということでもあります。そういう面も含めて先ほど申しましたように、とにかく中断していいとか、縮減していいとかという部分には至らない事業だというふうに認識はしております。

ただ1点だけは、これも触れましたがそういう被害があった翌年には非常に集中するという部分がありますので、これが経年部分が、これだけの豪雪があったからということで急きょそういうことになっているのかと、その部分を見極めながら。ただ予算の都合もありますので、要望された分を全部その年の中でということは若干無理が生ずるかもわかりませんが、要望には若干の年数がかかってもやはり答えていかなければならない、という思いであります。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

フレックスタイム制の方はよく理解をいたしましたし、若干私の認識が違っていた部分がありまして、それらも含めてとにかく。私もフレックスタイムという名前といいですか、このことは聞いていた覚えはありますけれども、なかなかその内容部分、今、議員のおっしゃったようなところまで突っ込んで勉強をしていませんでした。結局考えますと、それぞれの課で全部違うわけでありまして、その辺の調整がどうできるのか。また個々の意識が本当にどこまでそういうふうに改革できるのか。そのへんも含めて検討に値することです。機構改革の際に検討はきちんとやってみようということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

樋口和人君 1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

今、それぞれ答弁いただいたわけですが、克雪住宅のところで要望のあったところについては何とかという話をいただいたのですが、これについては例えば今、したいよという方達は、今年だめで建ててしまっ、来年あとから貰うというわけにはいかないと思うのですが、そのへんをちょっと整理してほしいと思っております。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

それとフレックスタイムについてはぜひきちんと検討ということですが、各課それぞれで、フレックスタイムを使わなくてもいいわけですから、この課はフレックスタイム、この課は通常の、ということでできていくわけです。当然市の機構の中ではフレックスタイムが組み込まれるところ、あるいはそぐわないところも当然あると思っております。その辺はそういうことだと思っております。

では1点、克雪住宅のそこだけ整理してお願いします。

市長 1 克雪住宅推進事業の一層の充実を求める

例えば今年は申し込みを打ち切っているわけですが、要望がどの程度あったのか、例えば10軒オーバーしていたとか。それがまた来年度でいいということであれば、来年は来年なりに40なり45なりの枠を確保するわけですので、その中に組み入れながらやっていく。今年待てないでやってしまったものに対して後追いで補助というのは、非常に馴染みませんので、それはご勘弁いただきたいわけですが、若干の年数が掛かっても、とい

う中で対応ができるものはしていきたいということであります。

2 フレックスタイム制の導入による住民サービスの充実を図れ

フレックスタイム制の方はよくわかりましたが、ひとつ一番懸念されることはやはり管理面でありまして、そのへんも含めて十分検討をさせていただくということで、お願いいたします。

樋口和人君 終わります。

議長 質問順位23番 議席番号10番・牧野晶君。

牧野 晶君 一般質問を行わせていただきます。

1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

通告文にしたがって3点今回あるのですが、まず第1点目。本庁舎方式の採用と人員削減計画は連携しているのかについてお聞きしたいと思います。本庁舎方式の方が現在採用している塩沢分庁舎、大和分庁舎そして六日町庁舎というふうに効率が悪いというのは、理論的には当然わかります。そして、私は本庁舎方式の採用についても異論はありません。ただ、単純に言えば分館をまるっきり新しく造るということではなくて、分館を造るということで本庁舎方式の採用をしていきたいということが。分館であってもやはり庁舎というのは一番最後で、市民の要望はなかなか低いのではないのかなという私は思いがあります。

塩爺の名言で「母屋はお粥、別棟はすき焼き」なんて言葉がありますが、今、市は財政健全化に取り組み、そして市民の皆さんに「お金がない、お金がない」「予算がない、予算がない」というふうな話をしているわけです。その予算がない中で例えば分館を造った場合に、「予算がないといっているけれど、自分の住むところはしっかりいいもの建てやがって」というふうに言われる可能性が多いので、分館を造って行くことに対してメリットの提示をしっかりとしていかないと、市民にまたいろいろな要らぬ誤解というかマイナス面。せっかく本庁舎方式を採用したが叱られるようなことがあっては、それはそれでまた違うと思いますので、今回はしっかりその点、市長の考えというのを聞きたいと思います。

3月議会の一般質問で、今後10年後までに合併による職員の削減は何人だと聞いたところ、5年後までにあと39人削減するというのが現在の計画である、というふうに聞いております。大和・六日町で合併が行われたのが約2年前。その前の合併協議の中から職員をなかなか採用していないので、今から5年後までだとだいたい80人くらいの、一般職の事務職員の削減ということになります。

3町合併でこの数字というのは、約18パーセントの事務職員の削減率であります。3町合併で18パーセントです。この18パーセントという数字が多いのか少ないのか。それは人によっていろいろあると思いますけれど、多いようで少ないのではないのかなと私は感じております。もうちょっと頑張っって欲しいなと。3つの自治体が1つになった、単純に皆さん市民の窓口という点もあるので、それが3分の1に減るということはないですけども3割減とかそのくらいになっていかないのかなという思いがあるのですが。

その点、この10年後以降、5年後以降、今ある職員削減計画の先というのは18年度に

計画をしていくということですが、今のこれまでの市長の答弁だと新庁舎の整備計画と。一般市民の参加する委員会に答申を求めるとというのが秋口ということなのですが、これだと秋口の答申に対して、今後の5年後以降の職員削減計画というのが連携してないのではないかと私は思うのです。

あまり豪華な分館であっても必要以上のものを造って欲しくないというのは、市民として当然ある気持ちだと思いますし、しっかりとしたメリットを感じて、たくさんの職員を削減できるのであれば、分館の建設というものも考えていくひとつの方法でないか。このような市民の理解を得ることが重要だと思いますので、まず1点この点、どういうふうにして考えておられるのか。

そして先頃の一般質問から、常に来年度から部長制をしていきたいということですが、来年度からの組織の改変についてもしっかりと連動しているのか。何人職員を削減するから分館が必要なんだよ、何人のスペースが足りないから分館が必要なんだよ、というふうなしっかりとした理論を聞かせていただきたいと思います。

2 六日町病院の今後は

2点目に入ります。こちら3日間ある一般質問初日に言った人がいたのですが。基幹病院ができることによって県立六日町病院や小出病院が廃止というふうな方向にありますが、私は塩沢の住民ですが六日町の一部の方も「六日町病院がなくなるとちょっとおごったのう」というふうな思いを持っている方がやっぱり大変多いと思います。それと同時にいろいろな話を聞いていると、市長さんの方は今までの答弁の中で、当然大和の医療というものも、大和の基幹病院が紹介状だけで、3次医療しかしないところでは困る。2次医療もして一般の方も入れるような医療体系を県に求めていきたいということを言っております。また六日町病院の存続についてもなんとか考えていきたいという答弁ありますが、しっかりそのへんの熱い思いを語っていただければと思います。

3 バリアフリー化の推進を

3番目のバリアフリー化というか、マナーの向上キャンペーンの実施をということです。今はどこの駐車場にも車椅子マークのある駐車スペースがあると思います。このスペースに一般の健常者の方が停めておられることもたまにあると思います。そういうのをみるとちょっと注意しようかな、と思うのですが、具合が悪いのだよ、と言われると困ったことがあるので、やはりなかなか言いづらい点があるわけです。もしも本当は見えない障害を抱えている方があるかもしれないと思うので、これはやはり1人1人のモラルの向上という点でカバーしていくしかないのかなという思いがあります。この辺、市としてのマナーの向上キャンペーンの取り組みというのをしていただければと、どこかで考えていただければという思いがあります。

以上3点になりますが壇上からの一般質問を終わらせていただきます。

市長 牧野議員の質問にお答えいたします。

1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

市役所の本庁舎整備計画。この件についてでありますけれどもメリットを市民によく周知をしてということ、これは当然の事でありまして、一番のメリットはいつも申し上げておりますように本庁舎方式に変更することによってのいわゆる職員数の削減であります。131名という数字を10年間で削減というのは、合併当初からの目標数値であります、このうち事務職76人を削減するという計画であります。

そこで、それを削減するためにはどうしても本庁舎方式を採用していかなければ削減ができないということでもありますので、ここをきちんと市民の皆さん方からもご理解をいただいて、決して華美なものを作ろうとかそういうものでもありませんし、財政的にも特例債を利用する部分であります。それを造ることによってすぐ市民生活に、市民の皆さん方のサービスが落ちるとということが生じる財政措置ではありません。そのへんもご理解いただきながら、将来的には返していかなければならない部分が出ますから負担にはなってくるわけでありませぬけれども、その面をきちんと市民の皆さんにご説明をしながらやっていかなければならないと思っております。

諮問は基本方針として、「市庁舎は本庁舎方式に変更する」それから「本庁舎方式の変更に伴い、現六日町庁舎を本庁舎の位置とする」事務室、会議室等不足する建物面積については、本庁舎附近に庁舎別館、いわゆる増築をする」ということであります。「駐車場の拡張用地として隣接する」A倉庫、敷地これを取得したい」「大和庁舎、塩沢庁舎は支所として市民課窓口を主体とした総合市民生活課等の設置により総合窓口業務を行う。この5項目を今諮問しているところであります。

そこで次の段階といたしまして、それでは職員の削減計画、それから機構改革これらに沿ったいったい全体どの程度の面積の増築が必要なのかと。これを算定をしなければならぬわけでありませぬ。今、概算であります約1,000平米の床面積が増築分として必要だろうと、おおむねです。これをできれば2階、3階。1階部分はピロティ方式で駐車場にしたいと思っておりますので、そういうことも含めてこれからそれぞれ庁舎整備計画検討委員会の皆さんに申し上げていかなければならぬ。

1回目にはまだ面積分とかそういうことは、まだきちんと申し上げておりませぬのでまたそれらを提示をしながら、秋口にきちんとした答申をいただきたいと思っております。

議員おっしゃったように整備計画と職員の削減計画、市役所の組織の変更計画、これは連動しなければ絵に描いた餅というよりは何もできないことになります。当然これを連動させてやっていくということでもあります。ですので、先ほど触れました部局制の導入も含めて、まだこれは決定をしたというわけではありませぬがそれをやっていきたいということですから、今、検討中であります。部局を何部何局設けるかと、そこから始まっての再編でありますので、そのへんも含めて皆さん方にも9月議会のころにはまた大まかな考え方を提示できるものだと思っております。そういうことで進めていきたい。

そして秋口にきちんとした答申をいただいて、来年度はできれば用地買収と基本設計といひますか実施設計をさせていただいて、20年、なるべく早い時期に着手していただいて、

できれば20年くらいの中で増築を終わらせればという考え方でありまして、が、これもまだ若干財政との調整が残っておりますので、その年度が1年、2年までは絶対遅らせてはならないと思っておりますけれども、1年以内の変動は若干あるかもわからないということをお含みおきいただきたいと思っております。

市民の皆さんからきちんとしたご理解をいただくことは一番重要なことだと思っておりますので、これはまた機会をとらえそれぞれの中で説明をさせていただきたいと思っております。

2 六日町病院の今後は

六日町病院の今後であります。これは新聞報道で皆さん方ご承知のとおりだと思いますが、県は基幹病院を設置をする、建設をするその絶対条件として、小出、六日町病院は県立、県営という看板を外すということでありまして、私どもも前々からそういうニュアンスはずっと感じておりました。そういうふうになった場合の六日町病院の在り方というのは、正式にまだ検討を始めたわけではありませんが、考え方としては以前に申し上げたとおりでありまして、今の位置に今の病院。これは、規模は縮小されます。間違いなくベット数も減るわけですから規模は縮小されますが、2次医療までをきちんとできる医療機関として存続をさせる。このことについていささかの揺らぎもございません。

ただ、経営形態が市立になるのかあるいは民間になるのかという、これはまだ定かではありませんが、あそこに今の病院機能を、規模縮小は伴いますけれども残すと。そして特に塩沢地域、六日町の塩沢よりの地域の皆さん方の医療体制は、きちんとそこで整備をしていくということは必ずやっていかなければならないことだと思っております。

ですので、これから基幹病院の具体的な姿がそう遅からず出てくるわけですので、しからば今の六日町病院がどういう機能を残して、どういう運営形態をやっていけばいいのかというのは、これからの検討であります。が、最終的には今ほど申し上げたように、ここに医療機関としてきちんと存続をしていくということはひとつご理解をいただきたいと思っております。

3 バリアフリー化の推進を

バリアフリー化の推進であります。これはご指摘のとおりでありまして、一番建物に近いいい場所にありますので、空いていればひよいと利用してしまうとかそういうマナーの悪さといいますかマナーが低い部分も見受けられます。気になることがやはりあるわけですので、車椅子専用スペースが設置目的に沿った利用になるように、広報等でも啓発していかなければなりませんし、機会をとらえてマナー向上に取り組んでいきたいと思っております。キャンペーンというところまでいかどうかちょっとわかりませんが、機会をとらえてキャンペーン的なものもきちんとやっていかなければならないと思っております。

参考であります。車椅子専用スペースの設置状況。市の施設の中で、市役所の本庁舎は1であります。大和庁舎が3、塩沢庁舎に2、南魚沼市の公民館は0であります。公民館の六日町地区館に1、塩沢地区館に2、おおむね市の施設の中の設置状況は以上のとおりであります。以上であります。よろしくお願いたします。

牧野 晶君 再質問に入らせていただきます。

3 バリアフリー化の推進を

まず、車椅子のことですけれども、つい最近です。最初は黙っていようと思ったのですが、良い機会なので言わせていただきますが。ある市の施設に用事があって行ったときに、たまたまそこに市の職員が来たのです。その人が車椅子スペースにばつんと入れたのです。その場で注意しようかなと思ったのですが、ここで注意するのをもったいないと思い、ここで言うのが一番 誰だというつもりもないし胸に手を当てて、市長が言えば「俺かな、俺かな」とひよっとしたら思う方もいるでしょうから 効き目があるのかなと思ってそのときは注意しなかったのですけれど。そういうこともありますのでまずキャンペーンとは言わないまでも広報等を、また市の役所の中でもひとつお願いします。

2 六日町病院の今後は

それと、六日町病院と大和病院については、これ以上突っ込んでもなかなか出てこない点もあると思うのでこのへんで止めておきます。

1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

庁舎の整備計画について。昨日の一般質問の中で部長制を来年度から考えていきたいという答弁がありましたけれども、19年度は部長制の分庁舎方式を採用していくわけですね。19年、20年そして21年になったら部長制の本庁舎方式を採用していくということになると、残りの19～20年、この2年間の職員の削減というのは、事務職員の削減が5年間で39人ということは逆に均していえばだいたい8人ずつ減っていくわけです。3年分ぐらい減るわけです。3×8=24で39人のうち24人が減るわけですが、そうすると残り15人です。部長制の分庁舎方式だと要はさらに39人の中から25人減らせるわけですが、25人減らしてさらにそれから本庁舎方式に移行するということは、14人の削減でしかない計画になってしまうのではないかと私は正直思うのですが。

言っている意味は、要は39人の今計画しかないのに部長制をしいて3年後までには減っていくわけです、分室でも。14人やそこらの削減のために分館を造っていくのは、市民感情として理解ができるのかなと。39人、全体の職員で131人の削減計画があるというけれども この間の続きになってしまうのでそっちは触れないことにしますけれど 合併で削減できるというのはやはり理論的には事務職員でしかないわけです。その事務職員を何人削減できるか。保育士はこの別館に保育所が入るわけではないから、そっちの数は置いておいて、要は76人中で何人減らしていけるか。

5年後までに39人減ります。ただし、分庁方式の部長制で25人です。その差は14人です。14人のためにならない。であれば、もっとさらなる上を目指してから、また部長制をしいたことによって、当然部長制でもここはまだカットできるという点が出てくると思うのです。精査していけば。あまり急ぐ必要がないのではないかと。今の私の、14人削減するために分館を造ることはならん、かしこまらんというふうな数字的な理屈が間違えているのであれば当然指摘いただきたいのですが。その点の視点で考えると早急すぎるのではない

のかなと。

本庁舎方式の分館を造るのが目的になって、本来の職員を何人削減できるかが後にきているのではないのかな、ということになると思うのです。そうでないと市民の理解は、先ほどの繰り返しになりますが、「母屋でお粥、離れではすき焼き」俺ら市民には「我慢しろ、我慢しろ」と言っているけど、自分のところはしっかりと新築でピカピカの建物を造った。そういうふうに使われたりとか、また、先ほどの一般質問の答弁の中で固定資産税の税率もまだ全然方向 「ひょっとしたら」みたいな感じの、まだ上げると決めたわけではないし。

ちょっと話が振れすぎているかもしれないですが、市民としてはある庁舎を利用して欲しいというのが一番のあれなわけですよ。造らないで済むのであれば造らないで欲しい、ただいっぱい職員を削減できるのであれば造ってもしようがないぞ、その比較をしっかりとできるようにしていただきたいのですが。すいませんがご答弁の方をよろしく願いいたします。

市長 再質問にお答えいたします。

3 バリアフリー化の推進を

バリアフリー化といいますか、マナーに欠けていた職員がおりましたことは大変申しわけございませんでした。また職員にもきちんと話をしてそういうことのないように取り組みますので、今度は名前を後で教えてください。前に職員には言っているのです。いろいろのことがあって、投書もあるし、行為の具体的な部分は6月の朝礼のときに話しました。今後そういう部分が出てくれば、具体名を挙げて私がちゃんとその本人に話しますということを言っていますから。今はいいですけど今後そういうことがありましたら、皆さん方をお願いをしておきます。

べつにその人を特に責めようということではありませんけれども、そういうことをやっているということは、全体に話をして胸に手を当てて「おれかな」と思っても「おれじゃないかな」とも思うわけです。やっぱり「おれだ」と思わせなければだめなのです。と思いますので、犯人探しみたいな形で申しわけございませんけれども、事実そういう行為がありましたらお知らせをいただければありがたいと思います。また職員のマナーについてはよくお話を申し上げておきます。

1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

市役所の件であります。こういうふうにお考えをいただきたいのです。今、合併をしたがゆえにそれぞれの、本来であれば こういうとちょっと失礼になってしまうのですが置いておかなくてもよかったという部分が非常にあるわけです。それはご存知だと思います。来年はほぼその分室機能は全部カットしていこうと思っています。来年は、そこでの削減をまず進めます。

そして、庁舎ができ上がったことによってそこに集約することで、またカットができるということ。二段構えということになりましょうし、やはり集約することを前提で例えば何々課のということはやれるわけですから、2年です。非常に人間的に例えば無理がある。だけど集約してしまえばそれでいいのだという部分では、必要であればカットしたままで臨時対

応とか、そういうことも考えなければならない。それをずっと作業中でありますから。さっき1,000平米という申し上げ方をしたのは、本当に概算であります。数字が一人歩きしないようお願いしたいのですけれども、これが800平米くらいになるのかもわかりません。

ですので、そういう構えでやっていきますから、してもしなくても同じではないかという、細かな数字はここで私はとても申し上げられませんけれども。14人が、22人がなんという話はちょっとわかりませんが、庁舎を1つに寄せて、増築はしなければなりませんけれどそのことによっての効果は、当然ですけれどもきちんと数字を出していかなければ理解を得られませんので、それはきちんと出していきます。

ただ、それは2年、3年かからなくても、2年後ですか、その間に削減は全然できないじゃないかという話ですが、そうでなくてその間でやれる部分はやっていくということであります。不補充です、もうほとんどが不補充。不補充で対応していくということです。それはご理解いただけでしょうか。

数字はきちんと今後出しますので、今、私がとってもここで76人のうちの何人が来年で、何人が来年というようなことは申し上げられません。が、間違いなく庁舎の機能を1つにしたことによる削減効果はここです、という部分はきちんと出して、皆さんに説明申し上げて理解をいただくと。そうならなければとてもまさに「母屋はお粥をすすって、軒先借りた人がすき焼きを食っている」ということになりますから、そういうことにならないように十分配慮して数字をきちんと出しながら、ご理解をいただくという作業を進めてまいります。

牧野 晶君 1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

他の2点は置いておいて庁舎について言わせていただきます。やはり市民が望んでいるのは、望んでいるというか求めているのは、庁舎を造るのだったら職員を何人削減できるかだと思うのです。細かい数字については確かに市長の方は、私からいきなりぼんといわれて答えが詰まる点はあると思いますが、言っていることはご理解いただいているのではないかなという、当然強い思いはあります。

来年度から分室を止めていく。分室を止めて来年度、均して年間だいたい8人くらいずつ減らしていけるわけですが、あと一番重要なのが、今のままだと 市長は5年後以降についての、職員の削減のイメージというのはまだ語っていないわけですが、いったい分館を造ってこの六日町本庁舎を、何年後に基準をおいた市庁舎にしようとしているのか。いつなのかという。

今のだと、ただすぐ前の5年後というふうを感じるわけです。要は5年後以降の削減計画とかが、ないのに建てるということをしてしまいますと、今の国の方針と市の方針だっただんどん職員は削減という方向にあるわけですが、5年後以降の10年後、20年後の市の姿、市の機能というものも当然考えていかなければならないと思うのです。小さくまとめるようにスリム化という点で。

その答弁というのは細かい数字が今ちょっと答えられないというのであれば、しっかり

と秋口に答申をいただきたい。あと、市庁舎検討委員会の方にいっているわけですけど、秋口だと5年後以降の3月議会の一般質問の答弁であった。その5年後以降の職員削減計画も出ていないのではないのかという思いが私はあるのです。要は、単なる5年後の数字で庁舎を建てるのが良いことなのか悪いことなのか。5年後といえば、庁舎を建てていけば3年ですから、庁舎完成時点では2年後のことしか見ていない庁舎というふうにも逆になってしまうのではないのでしょうか。とういうことを私はえらく懸念しているのですが。

当然、塩沢にしる大和にしる、塩沢が70人くらい、大和が130人くらいいると思うのですが、将来的に20人から40人くらいになっていくのではないのかなと、私は勝手に想像しているのですが、それはそれである意味それが合併というものだからいたしかたない点はあるかもしれませんが、やはり中心部だけが発展するようなことがあってはいけません。周辺部にも、職員を残せということではないですよ。私は石打という一番上の方、どちらが上になるのか、東京側で一番外れに住んでいる議員になるのですが、外れの住民としては中心部ばかり栄えてもらっても困るし、中心部が栄えるためには周辺部も光り輝いていかなければいけないという思いがあるわけです。

中心部が、庁舎があるから光り輝く、別館を造ったからといって光り輝くわけではありませんけれども、やはり財政というのは均等にみんな受けていくわけですので。話は元に戻りますが、市長の方からぜひ何年後の市庁舎、市の組織、そして市の削減を考えて、何年後の必要となる別館になるのか。市庁舎の六日町庁舎の建物を造っていくのか。その点のご答弁をお願いいたします。

市長 1 本庁舎方式と人員削減計画・組織改変計画は連携しているのか

お答えいたします。最終的な目標数値といいますかは、ご存知のとおり10年後であります。それを議員は、そんなのは10年では遅すぎる、5年でやれ、とかという話があるわけですが。それはそれといたしまして、やっぱり見るべき部分は、一応10年後にはそういう姿になっていなければならないということでもあります。そういう目標計画を立てたわけあります。ですから、それを何年後かと言われれば10年後ということですよ。

しかし、地方分権ということが非常に言われていますし、実際そういうことが進んできていますが、本来の分権とっていいのかどうなのか。ここにきまして19年から21年、この間に県で行っている今221項目の事務を、市町村に全部移譲しようということですよ。それを受けられるか受けられないかということが先般アンケートでもきていたわけですよ。これは当然まだ県でやっているべきだとか、それは私達がやるべきだとか、これを調整していかなければならないわけですよ。

こういう具体的にどれだけの事務権限が移譲されるかという議論は、合併の際には具体的には出ていなかったわけですよ。大まかに地方分権だということは言っていましたけれども。例えば、こういうことが出てきますと、それを我々がきちんとやっていく上で、その131という目標数値が若干狂うのか、あるいはまた大幅に上積みできるのか。これは事務の内容をきちんと精査しないとわかりませんが、要は、事務量は増えることは間違いありません。

これを受けてくると。そのかわり権限も強まるといいますか、自治組織、自治機能が強くなるということです。そういう面はひとつあります。

もうひとつは、昨日、一昨日と申し上げましたように、行政が関与しなくてもその地域がきちんと運営できていくような方向を見出していきたいということです。自治組織的な分です。自治組織とは言いません。それが成し遂げられれば当然でありますけれども、地域がやっぱり輝いて、その結集が南魚沼市でここにありますから、中央だけが裕福になって良くなって、地方、地域周辺部は寂れていくということにはなり得ませんし、そういう市になるともう南魚沼市は終わりだということでもありますから。周辺部その部分が、きちんと一番安定もして住みよくて、いい地域になっていくことをやっていかなければならんと思っていますから。間違いなくここだけがばかに良くなって、石打や法音寺の方は何でもないやという話にはなりませんから、そのへんはひとつご理解をいただきたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

議長 質問順位 24 番、議席番号 12 番・腰越 晃君。

腰越 晃君 重厚な質問のサンドイッチに合っているかなと。この後もまた素晴らしい質問になるかなというようなところで若干緊張しております。それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 国民健康保険税賦課方式の変更について

初めに国民健康保険税賦課方式の変更について、ということで質問をさせていただきます。内容を説明しておりますと非常に難しいですし長くなります。要点については現在、国民健康保険税として賦課している方式、いわゆる 4 つの部分の課税部分を持っているということ。この中に資産に対して課税する分がございますが、この資産割といわれるものを段階的に縮小しゼロにする。資産割という課税区分を取らない。取らない課税方式も地方税法には規定されておりますので。最終的にそういう方向に行けないかというそういう質問でございます。

国民健康保険税の賦課方式は地方税法第 703 条 4 項、これに規定されております。これにしたがって保険者である市町村は 3 方式ございますが、いずれかの方法を取ることになります。新潟県内においては平成 17 年度、この状況をみますと 98 自治体ございますが、その中で 73 の保険者がこれは南魚沼市と同じでございますが、4 つの課税、いわゆる固定資産、資産に対しても課税をしております。また、24 の保険者市町村が、これから資産課税、いわゆる資産割というものを除いた課税方式をとっております。1 保険者が 2 方式といわれます。均等割とそれから所得割です。この 2 つの課税と、そういう方式をとっております。

4 つの課税区分を持つものを別名、町村型といわれます。それから 3 方式については中小都市型、2 方式については都市型と、このようにも呼ばれております。南魚沼市は 4 方式町村型でございます。本来社会保障の基礎、基本というものは、相互扶助であり社会連帯であると思います。ということは、負担する能力に応じた課税をすべきであり、これは言いかえれば所得に応じた負担をすべきである、このように思います。国民健康保険税は所得割、本

当はこれ1本でいいと思うのです。ほかの社会保険と同じように、1本でいいと思うのですが、やはりこれまでの経過の中でこの所得だけに課税する部分では、十分に必要な保険料総額を賄うことが困難であった。こうした状況の中からいわゆる固定資産に対する課税。そして平等に負担する部分、これを応益割といいます。この部分については今回、話を進めていきません。

また、特に私どものような山間農村部、こうした所においては、以前はやはり現金収入に乏しく所得割のみに依存するということが、先ほども申し上げましたように国保財政の維持上無理があったと。そうした中では現金収入の有無、これも大事ですがそれにプラスして固定資産、この固定資産の多い少ないこの部分について税金を賦課する。こうしたことが適切であったと。言いかえればこの資産割というものは、所得割では賄いきれない部分、所得割を補完するものであったというように言われてきております。

しかし、近年では年間を通じた雇用、あるいは営業、こうしたものが一般化しており一定の安定した所得が得られる。こうした環境になってきております。また、一方では民宿、旅館こうしたところの廃業であるとか、農業における耕作放棄あるいは全面作業委託、こうしたものが多くなり、資産が必ずしも所得を生む状況ではなくなってきました。また、固定資産税を負担するという負担、そうしたものがあるために、逆に固定資産があるために非常に生活が厳しくなっているという現実もあるわけです。

まとめれば、固定資産を保有する人もそれだけでは経済的に裕福ではない。というのが実情であると思います。また、この固定資産を利用するわけですね、活用するわけです。耕作をします、耕します、作物を作ります、営業します、賃貸します、譲渡します。こうした場合には必ず対価が発生します。この対価、所得については、またやはり国民健康保険税課税されるわけです。ちょっと矛盾ではないかなというように考えます。そうしたことを考えていきますと、その一般質問の案内にも書いてあるように3点の問題点があるのではないかなと。

1番目として、収入がなくても土地建物を所有している、こうしたことで資産割として課税をされます。固定資産税はこれを持っている、持っていない、このことがいわゆる税金を担う能力があると。資産があるということが税金を担う能力があるということは、一概には言えないはずで。

2番目として当然固定資産があれば、これは一般会計の歳入部門になりますが固定資産税が賦課され支払っているわけです。それで、この一般会計から繰り入れを得て運営される国民健康保険会計、ここでもやはり固定資産に応じて課税をされるわけです。ダブルカウントの問題です。

3番目として、この資産割を算定する際に、固定資産税が個人名義であればカウントされ賦課されます。税金が賦課されます。しかし、法人名義であると国民健康保険料としては賦課できませんから課税されません。そうした矛盾点もあります。また、たとえば他の自治体に固定資産を持っていても、これに課税することもできません。そうした問題点があると私

は思っております。

南魚沼市、今年度の国保税の状況は、地方税法703条にいわゆる4方式を採用しその配分比率も同じであるというように仮定すれば、資産割課税部分というものは10パーセント。総額約18億6,000万円の1割で1億8,000万円ということになります。これを今の資産割を除く3税方式に換えた場合、所得割課税部分というのが今度は資産割部分から所得割の方に移るわけです。それで所得割が現行の40パーセントから10パーセントプラスされて50パーセントになるわけです。そうすると金額は、この資産割がなくなることによって所得割の増額分は7億2,000万円から9億3,000万円ですから、約2億円強くらいのプラスになります。

こうして資産割をなくして所得割に移していった場合、9億3,000万円という国民健康保険税の50パーセントにあたるわけですが、これが多いのか少ないのか。これは議論あるところであると思います。しかし、それを仮に資産割をゼロにして所得割に全額移したとしても、やはり個々の世帯、個人に返ってみれば、そんなに多くのこれによる矛盾が発生すると、極端に上がったたり下がったりそういうものが発生しないのではないかなと、私はそのように推定をしております。

以上のように南魚沼市における国保税の課税方式について、私はやはり資産割への配分、これの縮小を進めながら最終的には3方式に変更し、資産割というものをなくしていく、こうしたことが必要ではないかというようにとらえております。市長の見解をお伺いいたします。

2 本庁方式移行と市長舎の増築改造について

次に本庁方式移行と市庁舎の増築改造について。何人かの議員が質問をされまして、大体内容についてはもう出てきているのかなというようにとらえておりますが、まだ質問をさせていただきます。私は本件については、市長の方針、考え方、これを全面的に支持をしております。それはやはり現在の分庁方式を本庁方式に変更する。そして組織の簡素化管理の効率化を図る。同時に住民サービスにおけるスピードアップです。こうしたものを図っていくべきである、そういうふう考えております。

また、もう1点、現在の六日町本庁舎を有効活用し、市の財政状況に応じた整備を目指し、過大な市庁舎整備をすべきではない。もう1つ加えれば総合計画にもありますが、旧大和町、旧六日町、旧塩沢町それぞれの特色を持ったまちづくりを進めていくべきである。そうしたところにおいて、こと六日町地域についてはやはり行政の中心であり商工業の中心であるべきだ。中心的な市街地はここにとりあえずはあるべきだと。そのような考えがあるからです。

しかし、六日町庁舎が建っているところは、もう皆さんご存知のように地盤沈下地域でございますし、非常に地盤が弱い地域でもございます。私は本庁の位置をずらす必要もございませんし、ここに増築をするということに賛成をしますが、やはり、この地盤沈下に対してどう対応をしていくのか。今あるこの建物についてきちんとこの建物の状況をチェックし、どうした改善が必要なのか。あるいは増築するのであれば、増築する部分については地盤沈

下に対してはどのような対応をとっていくのか。

当然本庁ですから、もし地震が来た場合、地震災害等が発生した場合、やはりここは対策本部となりそうした災害対策の中心的な役割を担う。そうした使命を負っているわけですからやたらなことで壊れてもらってはいけない。きちんと建てそうした機能を果たしてもらわなければならない。そうした思いからです。これについて、そうした技術的な投資内容であるとか投資金額等であるとか、まだまだそこまでは行っていないかもしれませんが、もし、市長検討されている内容があればお答えください。

3 若年世代向け市営住宅の拡充について

3 番目として、若年世代向け市営住宅の拡充についてということで質問をさせていただきます。少子化人口減少の問題を克服していくためには、広範囲の課題があるのは皆さんご存知のところですが。今回の6月定例会でもこの一般質問において、何人かの議員がさまざまな角度から、この少子化人口減少に対する対応について質問されております。

ただ、これは決定打がない、さまざまな課題が重複してある、それらについてどうやって取り組んでいくのか。ひとつだけではだめでございまして、いろいろな角度からいろいろな面に取り組んでいかなければなかなか結果は出てこない難しい問題であるということも、皆さんご承知であると思います。その中で小さなお子さんがいらっしゃる若年世代、そうした方々の住宅環境、これの整備はやはり市は考えていくべきであろうと。そのように思いながら質問をさせていただきます。

近年のいわゆる雇用状況の変化から十分な収入を得られず、市営住宅への入居を希望する若年世代という方々は非常に増えております。最近の例ですが、ここ1年間ぐらいの市営住宅への入居募集、これを市は行ってきたわけです。これへの応募状況の中で申し込み総数167件、このうちの84件。50パーセントを越える、いわゆる小さなお子さんを抱える若年世代の申し込みが入っております。現在の市営住宅の数は457戸あるそうです。そのうちこうした若年世代が入っているのは186戸、約41パーセントくらいだそうです。そういう状況です。

やはり南魚沼市への定住世帯を確保すること、これは人口を維持し生産年齢世代を確保し、また、市税、税金を確保し、そして市の総合力の低下を防ぐ上で最も重要な課題でもあると、そのように考えております。定住するなら南魚沼市、子育てするなら南魚沼市。そうしたキャッチコピーにふさわしいようなまちづくり、その一環としてやはり若年世代の住環境、こうしたものの整備に市は取り組んでいくべきではないか。積極的に取り組んでいくべきではないかそのように考えます。

具体的には住宅整備のための宅地開発。安くあげる手もいろいろ考えられるでしょう。また集合住宅の整備。今の市営住宅をもっともっと造っていただきたい。簡単に言えばそういうことになるかもしれません。また、市内にあるであろう空き家、そうしたものを借り上げてこうした若年世代のために供給してあげると、そうしたことも考えられます。そうした、この南魚沼市にとって大切な若年世代の方々が安心して住める環境、これを整備する

ことについての市長の考えをお伺いいたします。以上でこの席からの質問を終わらせていただきます。

市長 腰越議員の質問にお答えをいたします。

1 国民健康保険税賦課方式の変更について

国保税の賦課方式の変更ということでありまして、いろいろ数字をおっしゃっていただきました。若干こちらで調べたものと数値に若干の差はありますが、傾向としては同じですのでそれは申し上げますが、1番目の「担税能力」、固定資産には国保税を賦課すべきではないという部分のなかの担税能力といいますが、固定資産はいわゆる所得を生まないということでもあります。けれども、この固定資産というのはいろいろ申し上げてもただで入ってくるものではありませんで、やっぱり所得の蓄積あるいは相続、こういうことで生じているということでもありますね、この資産そのものは、ですので時間的なずれやそういうことは若干考えられますけれども、通常は間接的な担税力を有しているというふうに考えられております。ただ、そこからすぐお金がポンと生まれてくるということはあることもあるし、ないこともある。それはご指摘のとおりであります。

結局そういうこともありまして5：5。応能・応益を5：5。そのうちの4：1となっているわけです。そういう部分も配慮した中での割分だということふうに、私どもは今まで理解しております。しかも、ある程度安定的な保険料の賦課部分だということもあると思います。これは町村方式と言われているそうでもありますから、やはり都市部ではなくて農村地帯といいますが、そういう部分に多いというのは、そういうことだろうと思っております。

ですので、担税能力は全然ないのではないかと、所得を生まないのではないかと、ことについては、若干の疑義がある。それから・・・それは2番目の方でしたか。直接収入を生むことのない固定資産に賦課することへの矛盾でありました。失礼いたしました。ただ、2番目の方はまたそこに税として固定資産税を払っているのに、また「税」としてという、これは税法上からの話でちょっとこじつけ的でありますけれども、国民健康保険税と一般的に言われておりますけれどもこれは「料」ですね。ですので別個のものだということですから、そういう観点からは矛盾はしませんが、確かに固定資産税を払って、あるいは都市計画税を払って、その上にまたそういう国民健康保険料を、というその部分は残ると思いますけれども矛盾をするという形ではないと。税を二重取りではないかと、そういう矛盾は生じないということでもあります。

それから法人名義であればということ。これは当然でありまして、法人は国民健康保険には全く加入していないわけですから、そこから加入していないところから取るということはできないわけですから、これは致し方ないといいますが、自明の理といいますが、そういうことでもあります。住所を有する市町村に所在する固定資産に限り、資産割を算定しているということでもあります。これは、当然ですけれども住民がその地域内で使用して、便益を受けている資産に対して保険税を課するということですから。例えば、南魚沼市に住んでいてこちらには全く固定資産がなく、魚沼市には固定資産がある。だけれど国保では、

例えば南魚沼市の加入だということであれば、これはとてもそちらまで行って課税するというわけにはいかないというのは、これはどう考えても矛盾ではないといえますか、そういうことだと思っておりますので、これはご理解をいただきたいと思えます。

そして根拠は一応ある。根拠はありますがゆえに、地方税法703条の4という部分を使ってやっているわけであります。ただ、この賦課方式を採用した時点と今現在は、社会情勢も大変違ってきております。喫緊に、ということにはならないと思えますけれども、中長期的に徐々に賦課方式については検討していかなければならないだろうと。そっくりすぐに所得割だけに限定を、という部分が簡単にはできないと思えます。1億8,000万円が2億円くらいになるという話でしたけれども。そうすればしたで、これはある意味で資産を持たないで所得だけで、という部分の方が、非常に反発もあるだろうという部分も予想されます。ただ、考え方としては、そういうことは全体の今の社会情勢や経済情勢、これらを見た中で賦課方式についてそろそろ検討を加え始めなければならぬだろう、ということはお考えしております。その程度の今は答弁にしかありませんが、よろしくお願ひいたします。

2 本庁方式移行と市長舎の増築改造について

本庁舎方式と市庁舎の増築。この中でいろいろありがとうございます。今、そういうつもりでやっておりますが、この地盤沈下の件、これはやはり一番懸念するところであります。この庁舎は先の地震に遭遇したときにも、ほとんど被害がなかったわけであります。外側が液状化というようなことがありまして、そういう部分はありましたが、内部的といえますか庁舎本体には100パーセントと言っていいほど被害がなかったわけであります。これは、相当数のパイルを打設して、この上に建設をしたということでありますから、今の技術からいいますれば、増築する部分についてもそういう技術工法を用いれば、震度7程度の地震に対しても当然もちうると、耐えうると。それはそうして造らなければならないわけです。でするのでその点についてはあまり心配をしております。

ただ、地盤が地盤でありますので、もっと地盤が強固のところ建てるよりは、若干基礎部分で費用が増高するということは考えなければならぬと思っております。それが倍と半分になるなんてことではないと思っておりますので。ただ、具体的にどうだということは検討してありませんが、ある程度の答申が出てから、きちんとした検討を来年度中に加えて、さ来年度できれば発注という形にもっていきたいと思っております。

雪の消雪については地下水利用をやってきたものが、非常に率先して行政が地下水を利用しない方法ということで、ご承知のように庁舎の南側部分を何とかという方式でやってみたわけです。電気料が7分の1になるなんていうふれ込みでやりましたが、ほとんど機能しないで4,000万円かけたのですね、ここは。だいたいだめです。今は使用してありません。

では、その地下水を使わないでどういう方法があるか。当然ロードヒーティングをどうするかということですが、化石燃料を使うことは今は非常にためらいもありますし、環境問題を考える上では非常にまずいということでもありますから。当面考えますのは先ほど触れましたように増築する部分は2階以上。でするので1階は駐車場ということになりますれば、

その部分は雪の心配はいらないわけでありませう。あとは当面やはり機械除雪の対応。そして今機能している消雪パイプをどの程度まで使えるか。それらを併用しながらということになるかと思ひます。

機械除雪を、ということになりますと今年を見ますと相当堆雪場所が広く必要になるわけでありませうので、そのへんも考慮しながら。そして今の保健センターの部分もこのままでいいのかどうなのか。ここにも検討を加えながら機能的な庁舎整備を目指したいと思ひております。

3 若年世代向け市営住宅の拡充について

3番目の、若年世代向けの市営住宅の拡充であります。おっしゃっていただいた数字はすべてそのとおりでありますので、特にこちらでは触れませう。住宅整備のための宅地開発、それと集合住宅、いわゆる住宅といひますか建設です。これは今のところちょっと計画はございませう。しかしこれからは、今後は住宅マスタープランを策定して今後の建設を検討していかなければならないということでありませう。この住宅マスタープランのない自治体は補助事業がございませうということでありませう。このマスタープランをまず作成をするということでありませう。

空き家の借り上げにつきましても、空き家状況と空き家への入居要望について調査をしておりませうして、現在12戸の空き家情報が寄せられて所有者の意向を確認中でありませう。この入居要望につきましても、空き家でもいいから、という部分で入居要望につきましてもは住宅の入居選考からもれた世帯に聞き取り調査をしておりませうますが、要望はほとんどないと。やっぱり市営住宅のああいうところに入りたいということなのでしょう、どうなのかどうなのでしょう。ちょっとわかりませうませんが、今のところはほとんど要望がないということでありませう。

今年度から子育て世帯入居優先度の向上を図るために、選考基準を見直しておりませう。これを踏まえての住宅選考委員会、今回募集戸数7戸をやりました。この7戸すべてが子育て世帯である若年世代が入居決定をしたという選考委員会の決定を、私が報告を受けておりませう。そういうふうにして今後、公営住宅において若年世代の世帯対応を極力検討していきたいというふうにしておりませうので、よろしくお願ひいたします。

腰越 晃君 それでは再質問をさせていただきます。

1 国民健康保険税賦課方式の変更について

国保税の賦課方式については、中長期的に検討を進めていく必要はあるという答弁を今いただきました。なかなか急には無理かな、というように感じているところでありませう。また、資産が全く担税能力との関係がないということもないとは、私も考えておりませうので、そうかなというふうなところでありませう。お隣の湯沢町では3年間くらいの期間を設けて、地税法で決まっている資産割10パーセントを、6、3、下げていって3年目で4税方式から3税方式に切り替えていくと、そういう予定で進んでいるようでありませう。来年からおそらく3税方式になっていくのでは。

やはり市長が言われませうけれども、いわゆる非常に景気が悪い中で、今まで社会保険で

あった事業所が、国民健康保険に変えたと。そういう中で社長の名義であった土地を法人名義に変えたと、課税されるので。そういったケースもあったのではないかと、というような議論も湯沢町ではされていたようです。そうした、言われましたけれども例えば南魚沼市に住んでいて、魚沼市に固定資産がございますよ。課税されませんと。やっぱり私が考えるにはもう矛盾しているのではないかなと思います。

また南魚沼市も、人口1万5,000人から2万いくつかの町の集合体、町ではないわけですから、やっぱり6万人を越える市になっておりますし、また、国民健康保険、被保険者数もおそらく2万人は超えているだろうと、これは具体的には調べておりませんが。そうした規模、内容の中では、やはり現実的に資産を持っていてもそれが重荷になっているという話もよく聞いてきているわけです。塩沢町議会当時もそうした議論がたくさんありました。資産課税部分10パーセントを減らしていけないだろうか。

そういった中で塩沢町では若干減らしてきているような、私はそういうふうにとらえていたと思うのですが。そういうこともできますので、できれば検討していただいて、そのへんの率については変動できるはずで、下げてみてどうだろうか、というようなところまで踏み込んでいただければありがたいなというように思います。

この問題はあまりしつこくやりますと、本当にどれだけの課税負担者に問題があるのだと。そこまで入っていきますと、なかなか妥当な理由というのでも出てこなくなってしまう問題なので、この辺にしておきたいと思います。中長期的な検討、それについてはもう少し中身を突っ込んで考えていく中で、早くできないかというようなところでございます。

2 本庁方式移行と市長舎の増築改造について

それから2番についてですが、2番の本庁方式。それから市庁舎の増築部分についてです。先ほどの牧野議員の質問の答弁にもありましたけれども、JAみなみの倉庫部分を買収してそこに別館を建てるという構想。またこの庁舎も多少の修繕は入るかと思えますけれども、やはり私はそういったいろいろな細かい技術的な問題だとか設計上の問題、いろいろな問題があるのですけれども、やはり基本的に、今後少なくとも20年、30年ぐらいは使える、そういった施設として検討していただきたいと思えます。

合併特例債の使用期間というのは合併後10年間でございます。特例債をあてこんで市庁舎を造るというのは、もう合併して1年経ちますからあと9年間でございます。そうしたところは考えて欲しくない。やはり市庁舎を増築であれ、特例債を使ってやるのであれば最低30年は持つぐらいの、そういう基本的な構想の中で進めていただきたい。そのように考えます。

3 若年代向け市営住宅の拡充について

3番目の子育て世代の市営住宅の拡充についてです。確かに住宅マスタープランがないと国・県の、これは50パーセントの補助事業になるかと思えますが、そうしたものができないということでございます。当然早急にこれについては仕掛かるべきだと私は考えているのですが、予定についてはどのようなものでしょうか。お聞かせください。

市長 再質問にお答えいたします。

1 国民健康保険税賦課方式の変更について

1 番目の国保の関係でありますけれども、先ほど触れましたように検討を加えていかなければならないということは理解しております。昨日、一昨日の議論の中でありました医療制度改革も相当のスピードで進んでおりまして、大変な状況がまた見えているわけであります。交付金、受け取る金より出す金が、1億何千万円も多くなるかという、そういう問題も含めて、これは単に国保の賦課方式だけを検討するというのではなくて、医療制度的な部分の中でトータル的に考えていかなければならないだろう。そうなりますと、議員おっしゃったように、たとえば今、4 : 1 を、4.5 : 0.5 くらいにしてみるかとか、そういうことも含めながら中長期的に検討をさせていただくということでご理解をいただきたいと思います。

2 本庁方式移行と市長舎の増築改造について

庁舎につきましては、おっしゃるとおりでありますので、そういうことも含めてきちんと30年、40年先も大丈夫だということを考慮しながら、建設に向けてあたっていかなくては。ひとつだけ、今のJA側の方を買収させていただいてそこに増築するということは、まだ方針として出しておりません。南側か北側かどちらかですけれど、どちらに増築した方が駐車スペース等も含めていいのか。これをこれから検討しなければなりませんので、そんなことだけをひとつご理解いただきたいと思います。

3 若年世代向け市営住宅の拡充について

マスタープランは都市計画課長が答弁いたします。

都市計画課長 3 若年世代向け市営住宅の拡充について

腰越議員も住宅委員でいられますので、マスタープランについては重々ご承知のことと思います。実はこのマスタープランにつきましては、18年度にやりいということであったのですが、諸般の事情でできなかった面もありますので、今後19年度以降、予算要望につきまして検討をしていきたいと思っています。以上です。

腰越 晃君 終わります。

議長 休憩をいたします。休憩後の再開は3時といたします。

(午後2時36分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時00分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位25番 議席番号22番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして2点ほど質問させていただきます。

1 基幹病院建設を機に市内の医療体制をどう再構築するのか

まず1点目は、基幹病院建設を機にこの市内の医療体制をどう再編をするか、ということでお聞きをいたします。この問題につきましては、初日に笛木議員、そして先ほどの牧野議員が取り上げてあります。市長の答弁等を参考にしながら、なるべくダブらないでまた違っ

た視点で質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私は昨年の12月議会で基幹病院について市長に一般質問をさせていただきました。この基幹病院を考えると、私は3つの視点でやはり考えるべきであろうということで質問をさせていただきました。

1つは、医師をどう確保するかということであり、この地域は慢性的な医師不足であります。特に小児科あるいは産婦人科といわれるような部分を、この基幹病院建設を機にきちっと確保していく。そのことをまず第一に考えるべきだろうというふうに質問をさせていただきました。

そして2点目は、ちょっと重くなる、あるいは心臓外科のようなそういう重い病気については、長岡まであるいは新潟まで下がるというそういう中で、この地域できちんと対応できる体制を作っていただきたいということでありました。

そして3点目は、この基幹病院が将来にわたって安定的に経営をできる体制であっていただきたい。そして、市の立場から見れば、市立病院の経営に関わりながらこの基幹病院の経営に参加をする、あるいは出資をするということは、今の財政状況からそれは無理だろうということをして市長に正しました。

そうしたなかから半年経過をした中で、まだはっきりとした部分は見えませんが、この6月議会が始まった14日の日に新潟日報で1つの記事が載っておりました。それは、基幹病院については六日町病院と小出病院を統合して建設をするのだということであり、そうした中でこれからのこの市内の医療体制をどう再編をしていくかということをして市長にお尋ねいたします。

まず、確認の意味を含めて市長にお伺いをいたしますけれども、最初に言ったようにこの地域は慢性的な医師不足であります。この医師不足を、基幹病院の建設を機に解消したいと、それが私を含めてこの地域のすべての人達のやはり思いだろうと思います。県は今のこの基幹病院の中で新潟大学と連携をして、ということによっております。

しかし私は、今年度になってから3人の医師と我々のクラブ、あるいは魚沼の議員、あるいは他の会派も含めて懇談を持たせていただきました。最初に懇談をさせていただいたのは大和病院の斎藤院長であります。そして2回目は今、庁内でこの検討委員会の座長をされている堀内先生であります。そして、もう1人は3医師会が5首長に提言をした医療支援ビジョンシステム検討委員会の副委員長をされていた黒岩先生であります。その3人の先生方が言っていることは、いろいろやはり違いはあります。

しかし、1つだけその3人の先生方が言っていることで一致することがあります。それは、県が医師の確保を新潟大学で賄うというその部分については、なかなか難しいだろうという言い方であり、基幹病院で医師をきちんと確保できなければ、その基幹病院の大きな役割のなかに病院と病院の連携ですね、病病連携ができないということなんです。医師の派遣ができないということなんです。ということは、この地域は基幹病院ができてもやはりいつまでたっても医師不足というのは解消できないと、私はそういうふうに心配をしているとこ

るであります。市長は県との協議の中で、新潟大学との連携によって医師を確保するという県の説明の中で 私は新潟大学の先生と接触をしたことはありませんけれども 具体的にどういう手法で医師を確保されようとしているのか。まずそれをお聞きをいたします。

2つめは運営であります。12月のときは財団法人、あるいは特別行政法人等の話がありましたけれども、この前の新潟日報の記事の中では、県が出資をする財団法人になるのであるというふうな書き方でした。そこで、私は市長に確認をさせていただきます。心配をすることは、先ほど言ったように市立病院を持ちながらその出資団体にこの南魚沼市が入るといことは、私はやはり無理だろうという思いを持っているわけです。今までの話し合いの中で、我々の南魚沼市が出資をしなければならないのか。あるいは運営に参加をするのか。その辺をお聞きをいたします。

さて、六日町病院と小出病院が統合して基幹病院という中で、3医師会が提出をした試案の中では、やはりきちんと住み分けをすべきであろうというふうに書いてある。基幹病院については3次医療、そして、あとの1次・2次については地元の病院でそれに対応をすると。そのことが提言で出されております。それを市長はどう受け止められるかということをお聞きをいたします。

このことをどう判断するかによって、私はこれから県が出してくる構想に対してどう対応するかということに、大きく関わってくる問題だと思っています。私は3人の先生方の話を聞いた中では、やはりそういう形がベストだろうというふうに思っています。しかし、この財政の状況の中で、大和病院の機能を持ちながら、そして六日町病院の施設を利用し、さらに城内病院の今の機能を維持するということが、私はやはり無理だろうというふうに思っています。そうした中で、初日の、笹木議員の話の中では、市長は大和病院のその1次の部分を大和地域に造られる基幹病院でぜひ賄っていただきたい、というような話がありましたけれども、こうしたことについてどういう姿勢で臨まれるのかをお聞きをいたします。

そして、場所についてであります。今、この前の答弁の中では、大和病院の周辺、あるいは駅の周辺という言い方をしました。県がどういうふうに出てくるかという話でありました。しかし、やはり南魚沼市の要望としてはっきりと、大和病院の隣接地にお願いをしたいということ言って、そして始まるべきであろうというふうに私は思っていますけれども、市長のお考えをお聞きいたします。

いずれにしても、どういうふうにもこの再編をしても、やはり一番は医師をどう確保していくか。将来にわたって安定的に確保していくか。そのことが大事だろうと思います。今、市長が県との交渉の中で本当に知り得る、そして私はこうしていきたいという部分をお答えをいただきたいというふうに思っております。

2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

2点目は障害者福祉計画の中で就労支援についてどう取り組もうとしているのかということで質問をさせていただきます。

私は初めて辞書を引かせていただきました。福祉ということで辞書を引いてみました。私

が9年間議員をやっていた中で当たり前のように福祉という言葉を使ってきましたけれども、初めて辞書を引いて驚きました。私が思っている福祉というその意味と、辞書に書かれている福祉という意味は全く違っていました。私は支援というような考えを持っていました。しかし、辞書はそうではありません。「福祉とは幸せ」ということであります。幸福ということでありました。ですから、今回作る障害者福祉計画というのは言いかえれば、「障害者の幸せ計画」だと、私はそう思っています。そうした視点に立ってぜひ作っていただきたいと思っております。

この4月から支援法がスタートしたわけでありましてけれども、そのポイントはこの前の社厚の委員長さんからいただいた報告の中にありますように、今までは3つの障害が別々のサービスでありましたけれども、それを一元化していくと。そして、そのサービスの主体は地元自治体が行っていく。そして、サービスを受ける人は応分の負担をする。そして、もう1つは就労を支援をしていくということです。この就労支援について、この計画が10月1日から作成をされるわけです。今年度中に作成をされるわけですがけれども、どういうふうな計画になっているのか。施設から地域に、ということでもあります。そういう中で自治体の本当に熱意が試されているわけですがけれども、この就労支援について、どういうふうに取り組みをされているのか。そして、この計画を作る委員会の中に障害者、あるいはその家族の方が当然私は含まれていると思っておりますけれども、その委員についてもお知らせをお願いしたいと思っております。

以上2点について質問をさせていただきます。

市長 笠原議員の質問にお答えいたします。

1 基幹病院建設を機に市内の医療体制をどう再構築するのか

基幹病院の関連であります。まず、最初に基幹病院の建設に当たりまして一番の眼目は、当然でありますが高次救急、3次医療も含めた医療体制がここで整うこと。これは当然でありますし、医師の確保、これを最大念頭においた基幹病院だということも、今までずっと申し上げてきたとおりであります。

そこで、この新大との提携といえますか連携であります。この話が出ました後に、私も新大の下條教授とちょっとお会いをいたしまして、当時は基幹病院についても厚生連とかいろいろの名前が挙がっておったわけでありまして。そこで、たとえばそういう民間の皆さん方が運営に入った場合に、新潟大学は県のおっしゃっているようにそういう連携ができるのかという話を聞きましたら、それはできないということです。いわゆる国、独立行政法人とはいいながら国の機関でありますので、民間との医療の医師の連携はできないと。医師の派遣とかそういう部分についてはできないということ。

しからは、県はどうするのだろうかということいろいろ話を聞いたり進めていったりした結果が、県はやはり新大との連携を第一に念頭におくと。それで障害になる運営母体につきましては、独立行政法人ということでもあります。この独立行政法人について先ほど触れていただきました、周辺市町村が出資をしなければならないのかと。これは確認をしておきまし

たが、それについては県は考えていないということでありまして、我々も・・・(「財団法人」の声あり) 独立行政法人の方が非常に強いということでありまして。県の出資による独立行政法人が可能性として一番高いと。もしくは財団法人。あるいはないばかりではないということでは無いと思うのですが、一部事務組合といいますか、そういうことではあります、それについてはないものだというふうに私は思っておりますし、他の市町の皆さん方も市、町の皆さん方もこの病院の運営に関わるということだけはやはりできない。これは確認をしておりますし、県の方も非公式であります確認済みであります。

そこで、新大との連携でお医者さんが確保できるのかと、この問題であります。これは非常に、今おっしゃっていただいた斎藤先生、堀内先生、黒岩先生、それから魚沼市の庭山先生。この先生方は非常に懐疑的といいますか否定的であります。新大と連携してもなかなか医師など確保できないと。

ところが、これを私どももいろいろ確認をいたしますと、当然、今新大で抱えている教授の中では無理があるわけです。今、六日町、小出、あるいは大和この病院にいらっしゃる医師もいますし、特に指導的な医師といいますかそういう部分については、結局、例えば東大とか、例えばですよ。そういう方で助教授的な立場とかの皆さんを、一時新大の籍に入れて教授として新大籍をとっていただいて、そこでお勤めをいただく。例えば2年なら2年、3年なら3年、そこに勤務をいただいて今度は例えば東大であれば東大に教授として帰るとか、そういうような方向を考えているようであります。しかも、この方式は、これは確か全国で初めてになるケースだと思うのです。厚生労働省・文科省もある意味では非常に注目しておりますし、支援もしていこうということだというふうに伺っております。

今の鈴木保健部長はご存知のように厚労省の職員であります。ですので、本省側との話と申しますか相当綿密にやっているようでありますので、そのところに私どもはある程度信頼をおいたり期待をかけたというところでもあります。ただ、やはり院長といいますかその先生は、誰が考えてもそうですけれども、カリスマ性のある知名度の高い先生を置かないと、なかなか先生が集まらないぞという話は聞こえてきております。その辺がこれからの一番のポイントになるのだらうと思っておりますけれども、そんな方向であります。

それで、私は六日町病院、小出病院が県立県営ではなくなるという部分の具体的な県からの打診を受けまして 小出の方は私が申し上げることではありませんが 六日町病院は、とにかくそこが前提でないと基幹病院は進まないということでありましたので、そうであればそれで結構ですと。結構であります、今の六日町病院のある程度の機能、そして今の位置は絶対変えるわけにはいかない。最終的には市でそれを受けるか、先ほど申し上げたとおりであります。たとえば民間で受けていただく方があるのか。これはわかりませんが、ある程度の機能、2次医療的までの機能と位置はここに残す。そういう確認をしておりますし、間違いなくそれをそうしていかなければならないと思っております。

そこで、今、議員おっしゃっていただいたように、大和病院も、今ある六日町病院も、そして城内病院も全部市で運営していくということには非常に無理がある。その中で、今、大

和病院で持っている2次医療的な機能を、基幹病院のなかに包含はできないのかということをおしやっています。今、打診中でありまして、今まで基幹病院についてはずっと、3次に特化ということをおしやっていますね、県の方は。ただ、それで経営が成り立つかどうかということは、非常に皆さんが懐疑的でありましたけれども、ベッド数も含めて2次分の大和の機能を、基幹病院のなかに包含できるか否かと、今これを県に打診をしているところであります。

そして、位置につきましてはご承知でありましようが、今の大和病院の東側と、今の大和庁舎附近という2カ所を県の方に提示してあるわけでありまして、県がある意味では選択をするということでありましたが、これも先般の医薬国保課長等が来庁された際に、最終的には南魚沼市の考え方に沿う方向が強いということをおしやっておりました。そうであれば私達がよりベターな建設位置を、今度は具体的に私どもの方から提示をしなければならぬと思っております。どこに、という部分は今は触れられませんが、先ほど大和病院という部分の話を出したことでご理解をいただきたいと思っております。そういうことで、位置についてもいずれそう遅くない時期に、市として具体的な位置を今度は要望といいますが提示をして、県のご理解を得たいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

そういうことでありまして、大和病院と六日町病院の関わり、これをこれから早急に詰めていかなければならぬわけですね。県も、おしやっていたように小出と六日町病院が県立・県営から外れるということ、基本的にそこに所在している自治体がある程度承知をしたということにならないと、次の提示はできません、ということでありました。

ですので私どもはそれで結構。小出、魚沼市側も、それで結構だとは言わないけれども、とにかく県がまず先フレームをきちんと出ささいということは、星野市長さんとも確認をした上で県の医薬国保課長の方に伝えてあります。その際には、それでは県が早急にまずフレームを出します、ということをおしやっていますので、6月内という話をしておりましたが、若干はずれかも知れませんがそう遅くない時期に、ある程度の骨組みが出てくるものだろうと。

ただ、そこに前々から県が言っておりました、基幹病院を中心にした地域づくり、まちづくりはどうあるべきかということまで、今回の提示で出てくるかどうかはちょっとまだわかりませんが、やはり出てきていただきたいと思っておりますけれども、ただ、位置が私どもの方にもし一任をされたということになりますと、位置によってまちづくりの形態も変わってくるわけですので、そのへんが若干ずれるのかなと思っております。何れにしても今年度中にきちんとした青写真を作り上げて、来年度は基本計画を作ると。この方向に今ずれはございません。そういうことで進捗しておりますのでよろしくお願いたします。

2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

障害者福祉計画の中での就労支援であります。この生涯福祉計画の策定の委員は、これから選任でありますので、まだちょっと人選にも至っておりませんが、まんべんなくそれぞれの皆さん方から、そういう知識のある方をお願いをしたいと思っております。

そこで、今ほど触れましたように、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者自立支援

法に基づく生涯福祉計画、これを策定する予定であります。本年度。その計画の項目の1つとして雇用就業についてきちんと記述するという事になっておりまして、策定にあたりましては一般企業への就労の取り組みであります。職業安定所、労働基準監督署それから県の機関等で組織する「障害者雇用連絡協議会」の中で、一般企業への就労の取り組みについては具体的に検討いたします。

受け入れ事業主の拡大の取り組みにつきましては、障害者雇用促進および助成金制度等の普及についてこれをきちんとやっていこうと。

障害者自立支援法による訓練などの給付、地域生活支援事業の取り組みにつきましては、まず一般企業就労のための知識や能力を身に付けるための就労支援。そして一般企業への就労が困難な方には、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供する就労継続支援。これらについて具体的に検討して個々のケースに対応ができるような体制の確立を図っていきたいということであります。

なお、今、上町保育園を建設いたしますが、この中に障害の皆さん方からモザイクのようなピースを埋め込むみたいな、だいたい200万円ぐらいでしたか、これを作成していただくということ。そういう就労にはなりませんけれども、雇用的な部分の機会もこれから行政としても考えていかなければならない。

だいたい公共事業の一般的に5パーセントくらいを、そういうことに振り向けたらどうだという話もありまして、それに取り組んでいるところもあります。たとえば道路であっても歩道にはそういう部分をやるとか。そういうことも一生懸命考えながら障害者の皆さん方の独立・自立、これに向けて一生懸命取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

笠原喜一郎君 1 基幹病院建設を機に市内の医療体制をどう再構築するのか

基幹病院の方につきましては、今、市長の方から詳しく答弁がありました。先ほど言った心配をされている医師確保、そのことが今答弁にあったようにきちんとやはり確保できると。そしてそのことによって市立病院等に病病連携、そして医師の派遣ができるということを一歩に考えた中で、これから交渉していただきたいと思っています。

それから、その基幹病院への出資あるいは参画については、今までの段階の中ではないだろうということだろうと思いますが、ぜひ私はやはりそういう形であって欲しいというふうに思っています。

そこで、であります、3医師会が首長に提出をされた試案の中で、具体的には基幹病院の病床数については350床、そして小出病院については100床という形で出てきております。今、小出病院は253床だかと思えますし、六日町が199床ですので、その2つをたすと450床です。450床を片方350床の基幹病院、片方100床の小出病院ということであれば、私はそう六日町病院の機能は病床数を削減する必要がないのかなというふうに思っています。今、3魚沼の基準病床数は、2,500いくつかということで、そして既存の病床数も同じぐらいですので、だいたい満たしているという中で、県立病院の統合によっ

て基幹病院と小出病院ということであれば、今のこの六日町病院の病床数はそんなに減少しなくてもいいというふうに私は思っています。また、塩沢や六日町地域の1次あるいは2次を考えれば、そういう形でやはり考えていくべきだろうというふうに私は思っています。

そして、もう1つは先ほど言ったように、六日町病院の施設を利用しての市立病院、そして城内病院、そして大和病院という中で、先ほど市長も、市立病院あるいは民間を、というふうに考えているという答弁がありました。私はぜひ、民間の力をそこに入れていただきたい。そうすることによって市民、住民は公であろうが民であろうが、きちんとしたサービスさえ提供していただければ、私は何ら差し支えないというふうに思っています。こうした状況の中で、この民の力を利用してサービスを確保していただきたいと。そのことを庁内の検討委員会の中でも、きちんとやはり議論をしていっていただきたいというふうに思っています。

2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

もう1つは、就労支援の方で再質問をさせていただきます。確かに一般企業への就労ということで、就労移行支援という形がありますし、また、そこへ行くまでの方の支援ということで、就労継続支援という形があります。私は、本当は先ほど福祉ということの意味を説明させていただきましたけれども、「幸せ」なんです。もうひとつもっと突っ込んでいけば、広辞苑には、積極的に生命の繁栄ということも書いてあります。そして、また別の辞書であれば、社会のかなで生活していくうえで、経済的文化的な満足感が得られること、それが福祉だというふうに言っている。ですから、障害を持っていようが、そしていろいろな状況不利な状況であっても、私も社会の一員であるということをややはり実感できる、そういう計画にしていきたい。

地域生活支援事業の中で、移動支援というのがあります。課長は当然わかっているかと思えます。今のこの障害者の授産施設という中で、これはすべて知的の授産施設であり、精神の授産施設である。しかし、私が今、例を出して言って、念頭にして話をしているのは、そうでなくて身体に障害を持っている方もやはり働きたいのだということでもあります。そのときに、親がいつも送り迎えを、果たしてそこまでできるかということです。今、こうして移動支援という形が出ている中で、私はやはりここにそういう人がどのくらいいるのか。そしてどういう希望を持っているのか。やはり皆が働きたいと。あるいは、これから1割負担をする中で少しでもやはり自分で稼いで、そして社会の一員として自分も満足感を得たいというのが、みんなの気持ちだろうと思っています。そういう中で移動支援ということ、私はきちんと福祉計画のなかに入れていただきたい。そのことを思っているわけではありますが、この2点について再質問をさせていただきます。

市長 再質問にお答えいたします。

1 基幹病院建設を機に市内の医療体制をどう再構築するのか

病床数につきましては、計算上はそれぞれのことになり立つわけであり。そして、これも具体的に報道されたことがあったかどうかちょっと私が定かではありませんが、基幹

病院の病床数はやはり精神科も含めて450床だったですか、という話も若干伺っております。ですので小出病院の方は、精神科の方が100床削られるのか50床削られるのか、ちょっとわかりませんが、そういう部分も出てまいります。いろいろ組み合わせれば、確かに大和病院の199床というのもあるわけですので、例えば六日町病院の機能は今そっくりこのままここに残せるということになるやもわかりません。これはこれからの話の詰め具合だと思っておりますので、199床が適当であるかどうかも含めて、きちんとした対応をしてまいりたいと思っております。

民営ということであります。確かにどなたが経営されようと、きちんとした医療が提供できれば、それは住民の皆さんにとってはそれでいいわけありますので、私も最初からもうこれは市が受けたなんてことを申し上げているつもりはありません。最終的にどこも、という部分がでたときには、市が引き受けてでもこの部分はここに残さなければという思いを語ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

移動支援、という内容について私がちょっと理解しておりませんが、これは後で課長がもしそうであれば答弁いたします。そういう部分も全部含めて、おっしゃったように障害者の皆さん方が、きちんとした生活ができて、希望が持てて、そういう支援方をきちんと策定しなければなりませんので、そのことは十分、心、念頭に置きながらこの計画を作っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

福祉課長 2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

今ほど言われました移動の支援については、行動援護というふうなことで、自立支援法のサービスの1つに挙げられております。このサービスをどこまで提供するかにつきましては、障害の程度を審査会で諮って、最終的には内容を決定していくというふうなことになります。

そのほかに今、市では、そういった授産施設等へ通う費用の一部を補助しているわけですが、そういったことも組み合わせながら、できるだけ障害者の皆さんが社会に参加できるような体制を整えていきたいというふうに思っております。

笠原喜一郎君 2 障害者福祉計画策定の中で就労支援にどう取り組もうとしているのか

障害福祉計画についてです。サービスを提供するというのが、地元の自治体に下りてきたわけですね。これは、各自治体によって差が出てくるということなのです。そういうことなのです。ですから、これから計画を作るという中で、やはり熱意と力量。本当にそうなんです。本当にこのことに対してこの南魚沼市が、どういう熱意を持って作るかというそこにかかっている。それでは、その熱意とは何かといたら、やはりその人達の気持ちになって物事を考え、そして実行することだろうと私は思っておりますので、関係の課で、そして担当の職員で、その気持ちになって計画をぜひ作っていただきたいと思っております。お願いいたします。

議 長 以上で一般質問を終わります。

議 長 本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は明日、6月23日午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後3時35分)